

第10日目（9月13日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。直ちに本日の会議を開きます。

なお、中沢一博議員から家事都合のため遅刻、病院事業管理者から公務のため欠席、議会議務局長から入院のため欠席、大和病院事務部長から公務のため午後欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

○議 長 本日の日程はお手元に配付いたしました議事日程（第5号）のとおりいたします。

○議 長 日程第1、第97号議案 平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 おはようございます。それでは97号議案につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度決算によります繰越金及び国県補助金等の精算金を計上するとともに、国保税率据置きに伴う税額の補正などを行うものであります。

歳入歳出予算にそれぞれ5,915万円を追加し、予算総額を66億1,515万円としたいものであります。

なお、当初予算に計上いたしました法定外繰入金1億5,000万円の取り扱いでありますけれども、今現在、基金残高が1億1,600万円、予備費の積み増し分が3,600万円、これを活用すれば繰入不要と計算上はなりますけれども、まだ年度半ばの時点でありまして、こういう判断をするには不確定要素がまだまだ多くあるために、でき得れば平成23年度と同様に、決算時に決定をさせていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長 それでは予算書の事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の7,502万9,000円の減額補正でございますが、保険税率を据置きし6月に本算定された平成24年度国保税に基づき、医療給付分、後期高齢者支援金分・介護納付金分を調整するものでございます。2目の退職被保険者等国民健康保険税の373万3,000円の減額補正でございますが、これも1目同様の調整により減額するものでございます。

3款1項1目療養給付費負担金6,973万9,000円の補正でございますが、前年度の精算により増額するものでございます。3款2項1目財政調整交付金262万4,000円の補正でございますが、直営診療施設整備に対する特別調整交付金ということで、大和病院が手術関連機器を整備するというもので、こちらを補助するものでございます。2目の出産育児

一時金補助金の1万円の補正でございますが、この過年度分の精算が発生することが予想されるということで項目を起こしたものでございます。

それから4款1項1目療養給付費等交付金の補正でございますが、1節現年度分2,658万2,000円の減額につきましては、退職被保険者保険税が増額になるというふうなことで調整になるものでございます。それから2節過年度精算交付金1,149万9,000円でございますが、これも前年度の精算により増額するものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金108万9,000円の減額でございますが、確定通知に伴う補正でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。11款1項2目繰越金8,171万1,000円の補正でございますが、決算に伴っての追加でございます。

12、13ページをお願いいたします。歳出でございます。3款1項1目後期高齢者支援金等の45万1,000円の増額でございますが、これも確定通知に伴う補正でございます。

8款2項1目保健衛生普及費でございますが、保健衛生普及事業で生活習慣病予防のための保健活動推進事業を実施しているところでございますが、これを24年度事業の内容に合わせるということで組替えを行わせていただきたいものでございます。

それから11款1項3目償還金459万1,000円の補正でございますが、前年度の精算に伴う特定健診等の国県補助金の返還金を追加するものでございます。

11款3項1目直営診療施設勘定繰出金262万4,000円ですが、歳入で説明したとおり大和病院の手術関連機器への補助でございます。2目の一般会計繰出金1,544万4,000円の補正は、前年度の精算に伴う増額でございます。

14、15ページをお願いいたします。12款1項1目予備費3,604万円の補正は、歳入歳出差引残額を予備費に増額するものでございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。先ほど説明させていただきました当初予算に計上した法定外繰入金1億5,000万円の取り扱いについての補足をさせていただきます。そこに科目ごとに当初予算、補正後予算、補正額を記載しておりますが、補正の内容につきましては先ほど説明した内容でございます。この表の下から2行目、予備費の欄に補正額3,604万円を追加補正としていることと、それから欄外に参考として記載させていただきましたが、基金の残高が1億1,608万9,000円ということで、これも先ほど話していただきましたようにこれを足しますと1億5,212万9,000円ということで、計算上では法定外繰入を行わなくても運営ができるという数字になっておりますが、何せ年度途中でございませぬのでもう少し給付の状況等を精査した中で判断させていただきたいということで先ほどお願いしたところでございます。

以上で、平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 いただいた資料のほうで決算数値云々というよりも医療費の分でちょっと

お伺いします。一般の方で昨年と比べて3.7パーセントほど1人当たりの医療費が伸びていると。退職については15.7パーセントという伸びを示しているわけですが、この医療費の伸びというのは想定の内であるのかどうか、ちょっとお伺いします。

それともう1点は議論になっておりました資格証ですが、632通ということですが、昨年611ぐらいだったので20ぐらい増えたのかなというふうに思いますけれども、その増減があったならばその内容についても若干お知らせ願いたい。

○市民生活部長 給付費の関係でございますが、やはり退職者が従来からこう伸びを示しておりますので、この部分というのはこれからも続くだろうと思えますし、一般分の3パーセント程度というのは全国平均的な数値でございますので、これも今後同様に伸びていくものだというふうに思います。2点目につきましては担当課長のほうから説明させていただきます。

○市民課長 資格証の方の件数につきましては増減というその内容ですが、ちょっと手元に今資料がありませんので、後ほど回答させていただきます。よろしくお祈いします。

○岡村雅夫君 当初予算とここまでの感じで1億5,000万円の繰り入れをしなくてもよかったというようなそういうふうになるだろうという話ですが、その大きな原因と申しますかは、繰越金が多かったとこういう話だと思うのですよね。それはあらかじめ予算の段階でもかなり予測が立っているわけですね。それでも1億5,000万円いるのだという予算立てをしたと私は思うんですね、その辺をひとつ。昔はこれほどの差を計上してまで予算を立てなければならなかったなんてことはちょっとないかと思うのです。そういう点、最近の傾向がどうしても不安定なのかどうかというあたりをひとつお聞きします。

今ほどの質疑では大体3パーセントの伸びだということをもう確たる答弁であります、そういう中でなぜこういうふうになるのかひとつお聞きします。

もう1点は基金の目的。もう1回ひとつお聞きしたいと思えます。

○市民生活部長 給付等の見込みにつきましては、今まで大体3年前からの平均等でおりました。被保険者の数につきましてもそういった形で前3年平均ぐらいでやっていたのですが、ここにきてやはり3年平均となりますとだいぶ傾斜が緩くなりますので、24年度からは平均ではなくて前年からのこの傾斜、だんだん減ってきた減少率を参考に計算しようよということです。24年度からはかなりそこらをシビアにやっておりますので、これからは大体見込みもかなり合ってくるのではないかなと思えます。

今までの算定の考え方というのは今ほど言いましたように、3年間の平均でございましたので若干安全側が強かったというふうなことで、最終的にこの繰越金が多くなったというふうなことでございます。私どももその積算の考え方がちょっと甘いというのは今実感しておりましたので、24年度からちょっと修正をして、よりこういった出し入れが大きくなりなような形でやりたいというふうに今改めたところでございますので、よろしくお祈いしたいと思えます。

それから基金のほうでございますが、基金につきましては基本的には単年度ごとの給付費

のばらつきを調整するという支払準備基金という形でございますので、本来からいけばそういった形ございまして、給付に対しての大体3年間の平均の5パーセント程度ということで、うちでいえば1億5,000万円とか1億8,000万円ぐらいのお金になろうかと思えます。いつも私が言っていますが、近年その支払準備基金の使い方が制度のいろいろな矛盾についての補填といいますか、恒常的にこれを繰り入れていかななくてはならないような状況になっておりますので、幾らあればそれが賄えるかという見込みもなかなか厳しい状況です。ですので、本来の目的に合うように制度改正を国のほうできちんとやっていただかないとなかなかこの辺の対応は難しいのではないかなというふうに思っているところでございます。

○岡村雅夫君　今までは3年平均で安全側をどうしてもとる都合上、ということは多く集めなければならないということですよ。ですから、私は安全側を見てそのほかに給付のばらつきもということでありまして、給付のばらつきを安全側で見ているということになると、基金というのはじゃあなんぞやということになるわけです。私が教わったので基金なんていうのはやっぱり給付の問題ですが、えらい国民的なとか市全体的にえらい流行の感冒等があった場合、給付が増える。そういうときに繰り出すと、要するにこの基金を取り崩すと。そして毎年毎年上げていかなければならないとか、そのときに急に3年平均であるから安全にまたみれば、保険料が上がるという形になるわけでありまして。

それはともかくとしても今安全側を多くみているということが、私は国保税を下げられないということだと思っておりますよ。要するに多くみなければ、そしてぎりぎりにみたとして、まあまあ1億5,000万円もし、あるいは前年度であれば1億ひとつ一般会計繰出を願わないと保険料の軽減、あるいはぎりぎりで見置きというあたりを望めないというような予算を組めば、昨日の議論でありませぬけれども1億円だったら1億円をきちんと会計として組んで、そして若干余ったものは基金として積み立てるという形が私はできると思うんです。

ですから、本来集めなくていいものを集めたがために1億円がいらなくなったということもひとつはみられるのですよ。安全サイド、安全サイドでいけばね。そういう点で私、繰り返しますけれどもその実態と、さっきの資格証の問題でありませぬが、年々そうした形で軽減世帯が増え、そして滞納も増え、資格証をあるいは短期証を発行するのも増え、そういった連鎖を起こしているというふうに私は考えます。そういう点では見置きがための1億円だとか1億5,000万円などとそういった限定的な考え方を私はしないようにしたほうがいいのではないかなと思っておりますがいかがでしょうか。

○市民生活部長　給付の見込みの中で安全をみて、さらに基金という話ですが、先ほど言いましたように、給付が次年度どういう形になるかというのを、24年度からかなりシビアに見直しをさせていただいておりますので、またその24年度の決算の段階でどういう形になるかというふうなことをみていきたいと思っております。基金とその給付の伸びというのはまた別の財源でございます。基金というのは先ほど言いましたような目的で調整のために蓄えておくという部分でございますので、そこはちょっと考え方を分けていただければありがたいというふうに思います。

それから今年のように繰越金が多いとか基金が余るとかというのは、その年度でむだ使いしているわけではないんです。極力経費を安くする中でそういった余剰金があれば繰越しなり基金に組み込みます。それを見込んだ中で翌年度の税率を決めているわけですので、そこから余計もらってそのまま高止まりにしているということではなくて、還元できる分はきちんと還元していくというのが考え方です。ただ、例えば24年度の税率を決めてスタートした中で、途中でまた税率改正をして1月なり2月に余りそうだからじゃあこれを戻すよということとはなかなかできませんので、その年度はその税率でいきます。それを新年度の予算を組み立てるときにどの程度になるかというのは見込みながら、据置きとかどの程度上げなくちゃいけないとか、法定外繰入をどの程度しなくちゃいけないかというふうなことを精査してやるわけですので、その部分というのはどうしても必要な作業になってきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○岡村雅夫君 どうしてもそれは下げる、今の納税者、被保険者の実態をみたときに、これはちょっともう限界だなということであって、やっぱり少しでもその低減してやりたいという意味合いを持つての一般会計繰入というのが、私は担当者としてやりやすいのではないかなというふうに思います。

そうでないと予算の段階で1億円去年は入れた、今年も今度は1億5,000万円も入れたと、やっぱり期待をみんながしますよ。そうするとだんだん減っていくのかな、いつかは軽減して払える国保になっていくのかなという希望があるんです。けれども、この決算で全部戻すということでは、私は予算の何といいますか適正な執行ではないなど。市長は見解が違うという話で、下げないための1億円だという話をやっていますけれども、私は予算としてみればそれはちょっと違うなというふうに思います。

置かれている事情がそういう事情ですから、皆さんがこうどんどん負担できる状況のときはいいんですけども、市長が認めているように大変な方々が国保によさってきているというあたりからしたときに、その1億円をどう有効に使うか。あるいは1億5,000万円のゆとりをもって、一般会計でせっかく出していただいたのですから。それを遂行するにはやはり実態からしてみてもこういう形をやりたいということ、やっぱり担当課では考えていただきたいというふうに私は思います。以上です。

○市長 昨日もご説明申し上げましたとおり、23年度も24年度も法定外繰入れをさせていただく際に、とにかくこういう情勢ですから税率を上げない、このことのために繰り入れをさせていただきというお願ひをするわけです。結果として余ったからじゃあ下げる原資ですぐ使えというこれは、やっぱりそういうことが簡単にとおるはずがないわけなので、例えばそういうことで決算が出た時点で、次年度にまた予算を組むわけですね。そのときに今度はだから議会の皆さん方がそういうまた議決をしていただければ、それはそれで結構です。

ですから、我々が好き勝手に1億円出したりひっこめたりなどということじゃないということだけはご理解いただかないと、もう全く予算なんていうのは何でもなくなってしま

うんですね。我々だって下げるためにお願いしますとって言うていればそれは使いますよ。そうでなくて、税率を据え置いて皆さん方にこれ以上の負担をかけないためにこの1億円をお願いしたい、1億5,000万円をお願いしたいと説明をして、皆さん方からご了解いただいて、議決をいただいているわけです。途中でそういうことじゃないんだと、これはそういうことだということであればまたそれは結構ですけれども、そうではないわけなので、今回もこの1億5,000万円を投入しなければならないのか、いらぬのかというのは、もう少しやっぱりみてみないとわからないわけですね、特に冬を控えて。ですから、そういうふうにご理解いただいて、結果として出たんだからそれはこっちに使えるという話は、これは一般的な公会計上なかなか無理だと思いますよそれは。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第97号議案 平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第97号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第2、第98号議案 平成24年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第98号議案につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、平成23年度決算に基づきまして、繰越金あるいは国県支出金の過年度精算分これらを計上するものであります。

主な内容としましては、歳入では前年度繰越金8,563万円のほか、国県支出金等の過年度分精算金等を計上し、歳出では介護給付費準備基金に1億469万円を積み立てるほか、国県交付金等の過年度返還金等を計上するものであります。

以上によりまして、既決歳入・歳出予算総額に、それぞれ1億1,516万4,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ58億5,216万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○福祉保健部長 それでは事項別明細のほうで説明させていただきます。8ページ、9ページをご覧ください。上から2款1項1目の認定審査会負担金から6款1項1目の介護給付

費負担金、この4つについてはそれぞれ23年度分の精算による補正計上でございます。一番下の8款繰入金、その他一般会計繰入金ですが、事務費繰入金の介護保険係これはコンビニ収納の開始に伴いましてOCRプログラムの改定したものを一般会計のほうから負担願うものです。それからその下の介護認定係分これは軽自動車1台の購入に係る部分を一般会計のほうから繰り入れしてもらおうものでございます。

1枚めくっていただいて10ページ、11ページですが、こちらのほうは前年度繰越金の確定による計上でございます。それから12ページ、13ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費の丸の運営費ですが、これは先ほど申し上げました一般会計のほうから繰り入れていただきましたけれども、納付書をコンビニ収納タイプに書式変更したことに伴うプログラム変更の負担金でございまして、北越銀行に対して支払うものでございます。

その下に1款3項1目介護認定審査会費こちらのほうも一般会計の繰り入れをしてもらうもので、介護認定審査会所有の車の買い替えに係る部分でございます。この車につきまして午前中はシルバーの方へ委託しまして、審査委員とかそういうところに文書等を集配していただいております。午後は認定調査員が使う車でございます。

3款2項4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費ですが、こちらのほうは大和の包括支援センターが大和病院から大和庁舎のほうへ移った関係で、施設負担金の24万円というのがいらなくなりました。あわせて、必要経費等を調整計上させてもらったものでございます。

4款1項1目第1号被保険者保険料還付金、最初の丸の第1号被保険者保険料還付金ですが、こちらにつきましては24年度から前年度還付未済金を今まで歳計外から出していたのですが、こちらのほうを歳出還付すること、それが15万円。それから過年度所得の減額更正等が増えておりますので、その分として10万円を上げさせてもらっております。

14ページ、15ページをご覧ください。次の丸の国庫支出金等過年度分返還金でございます。これも23年度精算に伴う返還金でございます。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金でございます。こちらのほうは23年度分のルールに基づく分を精算計算した後の剰余金を積み立てるものでございます。これによりまして本年度の補正までの予算を執行いたしますと、基金の残高が2億8,200万円程度になります。なお、5期計画ではこのうち1億8,500万円を3年間にわたって繰り入れる予定でございます。説明のほうは以上です。

○議長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 今、最後の説明のところで、基金が残高2億8,000万円ということで、何か1億5,000万円ずつ繰り出すとかという話ですが、また同じようなことを聞きますけれども、本来この基金の目的として保険料が順次上がっていくからそういうのを抑えるためというようには使えないということですか、お聞きします。

○福祉保健部長 保険料を抑えるために使えないということもないですし、先ほど私が申し上げたのは、3年間にわたって1億8,500万円をこの基金から組み入れる計画がという

ことです。3年間で。

○岩野 松君 今その積立金というかの問題ですけれども、基金分の積み立てた分1億8,500万円を3年間で組み入れるということですが、私前からそう言ったのですが、3年スパンでもって介護保険というのは、最初から1次、2次、3次とやってきて、3年間でこういうお金は全部ゼロにしてまた新しいときには予測を立てながら介護保険料を決める。最初の年は積立てをして2年目は使うのをゼロにして、その最初の積立ての分を3年目に使って、できるだけゼロにしていくという私は積立金だと思っていたのですが、だんだん残っていくみたいな感じなんですけれども、そこら辺の考え方はそういうふうになったのかどうかお聞かせください。

○福祉保健部長 介護保険料は3年間据え置きになります。各計画の中で保険料を決めますので、どうしても繰り入れるお金というのは、計画の中の1年目より2年目、2年目より3年目というふうに大きくなるのが一般的でございます。というのはその間に施設が新しくできたりそういったことですので、私どももこれほど残すつもりではなかったんですが、4期計画で施設建設が国会のほうの関係でだいぶ遅れました。6か月から12か月ぐらい。そういったことで給付費の伸びが予定していたより少なくなったもので、意外と残ったということなんです。

○岩野 松君 では私が思っていたことと、使い方は同じと解釈していいわけですね。だけれども、思ったより残ったということですが、それはじゃあ今回の5期目の中ですけれども、使い切るという気持ちはなくてやっぱり1億円ぐらい残るのかなという感じはしますが。

○福祉保健部長 5期計画の中で保険料を定めて、既に条例で可決されています。ですので、使おうと思っても使えません。ルールどおりにかかった給付に対して国が何パーセント、市が何パーセントという出し方をしていきますので、出すとするとやっぱり積立金以外ないということなんです。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第98号議案 平成24年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第98号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第3、第99号議案 平成24年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市長 99号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は同様であります。平成23年度決算に伴いまして、歳入では繰越金の増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金を増額するものであります。これによりまして歳入歳出予算にそれぞれ835万3,000円を追加いたしまして、予算総額を4億8,935万3,000円としたいものであります。

詳細——この程度であります。一応、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長 それでは内容はたいしてないのですが、8ページ、9ページの事項別明細で説明をさせていただきます。

歳入の4款1項1目繰越金835万3,000円の補正ですが、これが先ほどの話のとおり決算による追加でございます。

10、11ページをお願いいたします。歳出の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金778万1,000円は、前年度の保険料の追加分でございます。

3款2項1目一般会計繰出金35万5,000円につきましては、前年度の精算による増額でございます。

4款1項1目予備費21万7,000円の補正は、歳入歳出差引残額を予備費に積み立てるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 長 質疑を行います。

○岩野 松君 今のその繰越金のお金です。このお金というのは要するにこれを決めてくるのは県ですね。税額とかあれば。そして各行政区ごとにかかった費用を集めた分からいろいろ経費を引いて、各行政区ごとに残って繰越金が残るというふうな考え方で、県の後期高齢者の中とは別の考え方なんです。そこら辺、もう1回お聞かせください。

○市民生活部長 岩野議員が言われるように、保険税についてはもうそっくり連合のほうにいきますし、それから給付に対する市の負担というのはまた別で、一般会計のほうから直接支払いされます。そういった経費は連合のほうで管理して、私どもはあくまでもこの市で賄っている部分の精査の結果の繰越金ということですので、これがまた次年度につながっていくということでございます。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第99号議案 平成24年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第99号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第100号議案 平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第100号議案につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入では平成23年度決算に伴う繰越金を追加いたしました。歳出では賃金と診療業務委託料の組替え、そして支出に一般会計繰出金として歳入で追加した繰越金を同額計上するものであります。これによりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ1,983万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ4億6,583万7,000円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明はありません。この説明で終わりです。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 歳出のほうで非常勤医師の賃金を診療業務委託に振り替えたという部分でありますけれども、いただいた資料を見ますと、歳入歳出のほうで昨年と比べて1,700万円ほど収支が悪化をしているというのがあります。この部分が委託に代えた分ということなのかなと思いますけれども、外来が1,100人ほど減っているというのがありますが、この部分についての説明をお願いします。

○城内診療所事務長 280万円の組替えは当初賃金で計上していたものでありますが、今応援に来ていただいている寺田先生が今度魚沼市の守門診療所に行かれましたので、賃金で支払ができないということで魚沼市と業務委託をして支払っています。その組替えでございます。業務成績につきましては、やはり医師が橋詰先生が12月で辞められましたので、外来においては若干減少していますが、入院につきましては今のところ前年並みということの推移でございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第100号議案 平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第100号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第5、第101号議案 平成24年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市長 長 第101号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正も平成23年度決算により繰越金が確定しましたので、歳入歳出にそれぞれ同額を計上するものであります。歳入では23年度の決算収支額から当初予算を差し引いた8,087万3,000円を6款の繰越金に計上いたしました。そして歳出では同額を1款総務費にそれぞれ事業別に一般会計繰出金として計上させていただいたものであります。

これによりまして、歳入歳出額に8,087万3,000円を追加、そして予算総額を57億7,787万3,000円としたいものであります。繰越金を歳入では繰越金、歳出では総務費繰出金で一般会計に戻し、これだけでありますので詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長 長 質疑を行います。

○塩谷寿雄 下水のつなぎ込みですけれども、委員会等で職員のつなぎ込みというのが19人まだ今つなぎ込んでいないと伺っております。当初、一般質問をしてからだいぶ減っているとは思いますが、ゼロに近づけていかなければいけないというふうに思っていますので、そういうことをよろしくお願ひしたいと思うのと、今年度から上限アップで20万円の条件付のやつでやっていると思うんです。これは下水のつなぎ込みを普及させたいという思いでやっていると思うんですが、実際この本管が通って3年間以内につなぐということが決まりなわけですし、まともにつないでいる人のメリットも考えていただきたい。そういうような考えも出していただきたいと思っております。

それと、公共施設で下水道がつながっていない施設があるとすれば教えていただきたいと思っております。

○企業部長 職員の接続の状況ということでありまして、平成24年4月1日現在の調べでございますが、職員で未接続のものが19人ということになっております。それでこの19名の皆さん方には、私どものほうから全て文章を出しまして、接続予定はどうなっているんだというようなことを照会してあります。その照会が8月中ということで一応出しまして、その報告が今のところまとまっていますけれども、19名中今現在新築中というのが1件、それから24年度中に新築をするという予定の者が2件、25年度中の新築予定が3件、26年中に新築又は改築というのが3件。それから借地ということによって2件というようなことで、借地の人との話し合いがうまくいっていないというようなことでもってできないということが2件ほどございます。そういったような内容になっております。

それから3年未満でもまだ未接続の職員もいますので、この議会が終わったら私どものほうで一人ひとりに会って、またきちんと話をしていきたいというふうに思っております。

それから公共施設というようなお話であります。公共施設につきましては学校それから保育園等については、接続できる状況のところについては全て接続済ということになっております。ゆきぐに大和病院がまだ今のところ未接続ということで、ゆきぐに大和病院につい

ては、平成11年に一応事業が完成をしまして、平成12年から接続できるような状況になっておりますけれども、いまだに未接続というような格好になっております。そのほか未接続の施設もありますけれども、事業が進捗中というふうなことで接続がまだちょっとできないというようなところがございます。以上でございます。

それから、本年度から始まりました下水道の新規の接続の補助金の件、私どものほうにも非常に不公平ではないかというようなお電話をいただいておりますけれども、そのことは私どもも十分承知の上で始めた事業ではありますけれども、何とか総合計画の目標値の水洗化率、平成26年度の接続率85パーセントに向けて、少しでも水洗化率を上げたい、もうその一心でもってやっています。そういったことで不公平という皆さん方からのお話にはそういったことでお話を申し上げ、中には怒っていらっしゃる方もおりましたけれども、理解をいただいたものというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○塩谷寿雄君 まともにつないだ人がばかを見ないようによろしくお話をしたいと思っております。

それと大和病院がつないでいないということですが、12年に本管が入ったということで15年までのたぶん猶予だと思うんですけども、そこから8～9年経っているわけです。担当としてどういうご指導をしているのか。また、大和病院事務部長としてそれは何でつないでいないのかということをお答えいただきたいと思っております。

○大和病院事務部長 それではお答えいたします。この問題は5～6年くらい前にもご指摘があってお答えをしたような記憶があるんですが、議員ご指摘のように平成12年から大和病院の周辺は下水道が繋げる環境になったということです。それで、そのところはどうかと言いますと、ゆきぐに大和病院のあのエリアは平成11年にゆきぐに健康の杜構想というものを11年の3月に策定しております、それで八色園を先行して建設をしたわけですが、八色園が15年の秋にオープンしています。

それから1年後、2年後に大和病院を今の基幹病院が建つ位置に建設しようということで、それからその真ん中に福祉保健センターみたいな形のものを作ろうということで、それが大きな健康の杜構想の柱だったわけですが、それが平成12年、具体的にかなり動いてきたのが平成14年なのですが、基幹病院の医療再編の問題が出てまいりました。それからあと合併の問題が出てまいりました。それからちょうど平成12年から医師不足に陥りまして赤字の問題が出てまいりました。

そういうことがありまして、八色園は順調に予定どおりに平成13年、14年ぐらいで建設をしまして、15年の秋にオープンしたわけですが、そこでちょっと凍結、待ったがかりまして、病院の建設についてはもうちょっと状況をみないということになりました。私はそういうふうに向っております。

それで、もう一つ平成18年に病院の西側に今天王町のほうからくる道路とそれから南のほうに行く道路と今基幹病院の建設で工用道路で使っている道路がありますが、これが市道改良でよくなりました。そのときに管路を伸ばして、下水は下からきているのではなくて

八色園の向こうの南のほうからきているものですから、15年の秋にオープンしたときに八色園はもうつながりましたので、そこからこっちに伸ばしてくるといつでもつなげるという環境だったのです。けれども、そのときにこの際に病院のほうでもつながないかという話を下水のほうからいただいたんですが、ちょっとまだ見通しははっきりしないということで見送りをさせていただいております。それからいろいろ今のその病院再編の問題、はっきりしない部分がありましたりした中で、現在に至っているということでございます。私どものほうでも当然、公共の施設が率先して下水の接続はしなければいけないということはわかっておりますが、そういう事情があったということをご理解いただきたいと思います。

それから当然、病院の再編について、新しい病院については下水道の接続が一番の課題としてやる予定でおりますし、もう1つのその理由としましては、病院会計というのが企業会計ですので、例えば収支の問題で赤字を出せない、赤字を削減したいという思いが非常に強くございます。それで例えば一般会計のほうからお金をいただいてつないでいくというのではなくて、やっぱり独自の中でそういうものについては対応しなければいけないんじゃないかという思いもありました。そういう2つの大きな要素がございまして、今に至っているということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○企業部長 私どもも当然全ての施設、それから市の排水事業者も含めて接続の状況は全部調べてありますので、未接続の皆さん方にはきちんとお話を申し上げているつもりではありますし、特に職員の中では庁議等でもそういったようなお話もしているわけです。今後もまだ未接続の人たちも残っておりますので、一生懸命また1軒ずつ、できれば訪問をしてでも未接続から接続をしていただけるようにということで一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○塩谷寿雄君 大和病院の事務部長が言っていることははっきり言って言い訳にしかちょっと聞こえないんですけれども、市民の方につなげ、つなげと言って、お金がないから待ってくれとっているような、企業会計が赤字だからといって。家のじゃあお金がなければ下水道はつながなくていいのかと言っているようなものを言い訳しているようにしか聞こえません。下水道のほうからはつないでくれということを職員にも言っているし、つないでいない公共施設にも言っているものだと思っております。市長のほうからも、それでは市民につないでくれということを強く言えないと思っておりますので、指導をよろしくお願ひしたいと思っております。以上で終わります。

○市長 大和病院につきましては経過的に今事務部長が説明したとおりでありまして、結局今ここにきてまた基幹病院の絡みの中でも再編という問題があります。そして位置も流動的という部分もありますので、それらがきちんと決定するまでもうちょっと待っていただきたいと思っております。督促は当然しますけれども、公共だからそういうことが許されるというふうに言われれば身もふたもありませんが、むだな投資的な部分はできれば避けたいと思っております。なるべく早く接続ができるようにと、どういう方法があるかまた事務部長や事業管理者と相談はしてみたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第101号議案 平成24年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第101号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第102号議案 平成24年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第102号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は地方公営企業繰出基準の算定基礎数値の変更によりまして、上水道の高料金対策に要する経費が確定いたしましたので、収益的収入、営業外収益に一般会計からの繰入金、高料金対策として1,354万2,000円を追加し、収益的収入の予定額を22億3,650万1,000円としたいものであります。この算定基準といたしましては、前々年度の資本費から資本費基準額を差し引いた額に有収水量を乗じて算定するということになっております。

平成22年度の資本費が227円48銭、有収水量677万1,272立方メートル、これに変更はありませんが、資本費基準額が166円から164円になったことによりまして、1,354万円の増となるものであります。ですので、繰出基準が変わったことにより一般会計から1,354万2,000円を水道事業会計に繰り入れるということでありまして、詳細説明がそれ以上はございませんので、ここで詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第102号議案 平成24年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第102号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第103号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第103号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は資本的収支における補正のみであります。この中で大和病院事業では平成24年度の国民健康保険調整交付金の交付が先ほどの予算のとおりでありまして内定しましたので、収入の繰入金に262万4,000円を追加するものであります。支出につきましては既決予算に計上済の医療機器購入に対する交付のため補正はありません。これによりまして大和病院事業の資本的収入の予定額を2億8,980万円に改めたいものであります。

一方、新病院事業ではエネルギーセンターを先行して整備する必要性が生じたことから、支出において建設改良費の建設工事費に8億円を追加し、収入では企業債でその財源を確保することから、企業債に8億円を追加するものであります。これによりまして、新病院事業資本的収入及び支出の予算額をそれぞれ9億4,500万円に改めたいものであります。

あわせて、第4条で新市立病院建設に係る債務負担行為を定めたいものであります。詳細につきまして大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○大和病院事務部長 それでは実施計画明細書で説明をさせていただきます。4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。ここは先ほどの市長の説明のとおりでございますので省略をさせていただきます。次の6ページ資金計画をご覧いただきたいと思います。既決予定額はこの前の6月補正で補正した額が入っておりますし、今回の真ん中をご覧いただきたいのですが、補正予定額、企業債8億円、受入資金のほうですね。それから他会計の繰入金は今ほどの国庫会計繰入金、医療機器を購入する部分が262万5,000円ということでございます。

支払資金のほうですが、建設改良費で8億円、今ほども説明させていただきましたが、大和病院のほうでは支出には該当させませんので、差引き262万5,000円ということで、差引きが今までの合計に262万円加わりまして、合計が2億3,851万5,000円となるものでございます。

最初の1ページをご覧いただきたいと思いますが、1条、2条は市長の申し上げたとおりでございます。企業債の補正第3条でございますが2ページ目をご覧いただきたいと思いたすけれども、補正後、限度額が11億3,500万円に変更になりまして、ほかは変更がございません。それから債務負担行為これは一般会計の補正でも申し上げましたが、ここで新市立病院（仮称）の整備ということで、24年度から27年度までということで限度額の説明が書いてあるとおりでございます。説明は以上でございます。

○議長 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 補正の数値ではなくて、いただいた資料の中での医業収益と医業費用についての部分ですが、昨年よりも2,000万円ほど好転をしていると。内容ですが、入院の方が1,418人ほど増えているという部分でありますよね。3月のときにもお聞きしましたけれども、とにかく医師をたくさん集めて黒字にもっていきたいという部分が若干ながら功を奏してきたのかなという部分がありますが、これについて外科と整形外科が主かなと思いますけれども、この辺の好転した部分で、今分析しているのがあればちょっと教えていただきたい。

○大和病院事務部長 議員さんのご指摘のとおりでございます。常勤の医師が増えましたので、入院が診られるような環境が徐々に整ってきたということです。この9月1日からまた内科の医師が1名常勤でまいりました。昨日あたりの数字を見ていますと、199人中の178人入っていますので、大体9割ぐらい入っていますし、診られる医師がおれば大体170～180人ということです。昨年は本当に外来はよかったですけれども人員が大きな4,000～5,000人下回るということで、その部分の減収が大きかったと思います。診られる限りその入院の患者さんを増やして経営の安定化に努めてまいりたいと思っております。

○岡村雅夫君 この企業債についての8億円ですが、借りると返済が伴うわけでありまして。今の状況で大和病院会計でというのは無理であろうというふうに思いますが、この新六日町病院の問題についてはどういった返済計画をなされているのか。病院に繰り出しをする分だけをしていくというのか、従来どおりのやり方になるのか。要するに企業努力がどれだけ必要になるかというそこなんです。その辺をどういうふうに、この8億円に限らず40億円という問題もそのうち出てくると思うのですけれどもそれをひとつ。対病院会計と今の大和病院会計との関係をひとつ説明を願いたいと思っております。

○医療対策室長 返済計画でございますが、5月の特別委員会とそれから全員協議会の中でご説明をいたしました収支シミュレーションがございますけれども、あれが今のところの企業債を含んだ中の返済計画を、全部含んだ中の計画でございます。

それともう一つでございますが、この企業債が全部あたってございますが、今、市長を先頭に県側と移譲交渉を、これは財源も含めてでございますがやっているところでございます。したがって、今回の8億円につきましても県とそれから魚沼市もございますけれども、話合いがつけば、また財源の本当にあの合併特例債の使用がいいという返事はいただきましたが、広範の借り入れということになりますので財源の組替えが若干出てまいります。したがって企業債につきましてもはこういうことです。

それから病院事業債につきましては、病院が2つになりましても1つの事業会計ということでございます。内部で款といいますか六日町のほうの病院と大和のほうの病院と分かれるということで、将来的にはこれが六日町病院事業会計になるかどうかわかりませんが、南魚沼市病院事業会計の中の一分野になっていくということでございます。

収支シミュレーションの中では当然でございますが、企業債につきましては交付税措置がございますので、大まかに言いますと企業債でいきますと、国費が22.5あたるということでございますし、合併特例債の使用が認められましたので、合併特例債に対応する部分については70パーセントが当たってくるということでございます。大まかにはそういうシミュレーションを5月の段階で公表しているところでございますが、以上でございます。

○岡村雅夫君 そのどういった財源であるかという問題は置いておいて、要するに今の病院会計でもたなければならなくなるのか、その分については一般会計なら一般会計できちんともつというものなのか。あるいは先送りしていった企業債、今現在利息の部分とかあるいは元金の分とかというような形で約束事があるかと思うんですけれども、そういった形にして病院事業でそれなりの努力をしてなす部分があるのだと。それがまあまあ何の何パーセントとと、こういうことを企業努力で出さなければならないんだと、その辺の話が聞きたいわけです。

今現在、繰り入れをしていただいて、逆に言わせてもらおうと資金計画がきちっとなるように、8億円を借りられるように繰り入れをしたでしょう。要するに力がないわけですよ、企業債を起こしても。その辺がほとんど問題がないのだということであればいいんですが、その辺をひとつお聞きしたいということなんです。

○医療対策室長 この8億円については、特段一般会計から繰り入れはございませんので、病院事業会計でやっていくということでございます。逆でございます、この事業を病院会計で起債を起こして、一般会計に繰り出しているということでございます。

事業自体を一般会計でやるということでございますが、地方公営企業法ですと工事発注の際に議決がいらないということでございますので、とても大きな事業でございますのでやはり一般会計でやって議会の皆様のご審議をいただこうということが、大きな眼目としまして、逆に今繰り出すということでございます。

将来的な負担でございますが、当然、病院ごとの収支でしないと駄目なわけですので分かれていきますし、将来的にも病院事業会計の中でやっていきまして、ルール分といいますか、今もあるんですがルール分の繰り出しをしながらということになりますし、交付税措置が裏にあたってきます。補助金の類が今協議しておりますが当たってくれば、それだけ初期投資、企業債の分と合併特例債の分が減っていくということでございますので、将来的には何ら今の病院事業会計と変わらない方式でございますが、そのために初期投資を減らすということでやっております。以上でございます。

○岡村雅夫君 私が心配しているのは199床で今大和病院をやっているんですけれども、今度は新病院は130床ですよ。そうして、あわせて同一会計になるかどうかはともかく、大和病院が30床とそういった中で経営をやるわけですよ。そうすると、企業債と要するに借金はより少ないほうがいいと、そうしないと100床そこそこの病院では採算ベースにはなかなかのらないと言われてるんです。

ですから、法上その企業債を起こしてどうのこうのというんですが、あとはルールでやっ

ていただくということになりますと、要するに病院が生み出さなければならないお金が出てくるわけですね、ただでも大変な中で。そういうものをなるべく持たなくて済むような形になるかどうかと、こういうことを聞きたいわけです。

○医療対策室長 一番初めにご答弁申し上げましたように、この8億円が今企業債で全部充ててございますが、当然12月議会かあるいは3月議会になるかと思いますが、補助金も充てようということではいま県と話し合いをしております。全てがこれが企業債でこのままこの8億円がいるということではございません。それは40億円の全体の中の財源をみた中で、当然でございますが新年度はもう病院建設になりますと、継続費の願いもあるわけでございますので、財源の枠組みというのは示しながらということになります。したがって、あとは企業努力でということではございませんので、全体を考えながら今協議をしている最中であるということでございます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第103号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第103号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第104号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○建設部長 それでは第104号議案 市道の認定について提案理由の説明を申し上げます。今回の市道認定につきましては、新規に3路線を提案するものでございます。いずれも地元行政区からの要望でございまして、3路線とも袋路状の道路でございますけれども、認定基準に合致するものでございます。道路種別や起終点の地番及び経過地は記載のとおりでございます。

資料のほうで説明させていただきますので一枚めくっていただきまして、図面番号1でございます。この路線につきましては君沢地内の路線でございまして、市道君沢村中線を起点としまして、路線名を「君沢村中8号線」、延長が35.0メートル、幅員は3.2メートルから4.3メートルでございます。この路線につきましては地元のほうから道路改良の要望が提出されておるところでございます。

次にめくっていただきまして図面番号2でございます。この路線につきましては一村尾地

内の路線でございます。民間の宅地開発によりまして設置された道路でございます。権原につきましては寄附採納を受けているところでございます。市道一村尾27号線を起点としまして、路線名を「一村尾35号線」、延長を37.0メートル、幅員は6.0メートルから10メートルということで、10メートルにつきましては隅切り部分が10メートルということで理解していただきたいと思っております。

次に図面番号3でございます。これも民間の宅地開発された道路でございます。権原につきましては寄附採納を受けているところでございます。市道一村尾線を起点としまして、路線名を「一村尾36号線」、延長が52.0メートル、幅員は6.0メートルから10メートルでございます。

以上、新規の3路線でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第104号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第104号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第105号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第105号議案につきましてご説明を申し上げます。このたび人権擁護委員といたしまして2期6年間にわたりご尽力いただきました貝瀬一夫さんが、平成24年12月31日付で任期満了となり退任されます。貝瀬さんの後任といたしまして関 宏子さんを人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

関さんは行政職員として幼児から高齢者まで幅広く市民とかかわる職を長く経験され、人格識見ともに優れておられる方です。任期は平成25年1月1日から平成27年12月31日までの3年間となります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第105号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第105号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

(午前10時48分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時10分)

○議 長 なお、中沢一博議員から午前欠席の届が出ておりますのでこれを許します。市民課長から答弁を求められておりますので許します。

○市民課長 先ほど国保の補正予算のときに、寺口議員から質問がありました資格証等の関係でお答えさせていただきます。

8月1日現在、3か月証、短期証ですけれども414、資格証218、合計632というのが所信表明の資料の中で出ておりますが、前年の同期と比較しまして3か月証がマイナスの18、資格証がプラス37、合計で19という数字になっております。以上で報告を終わります。

○議 長 日程第10、第88号議案 平成23年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第88議案 平成23年度南魚沼市一般会計決算認定について提案理由を申し上げます。平成23年度の一般会計決算は、歳入総額350億2,836万円、歳出総額340億4,173万円、歳入歳出差引額が9億8,663万円であります。繰越事業に伴う繰越財源2億6,552万円を除いた実質収支額は、7億2,110万円の黒字となりました。前年度実質収支額4億1,765万円を差し引いた単年度収支は3億345万円となりましたが、ここから財政調整基金の減額分3億9,191万円を差し引いた実質単年度収支は8,846万円の赤字となったところであります。

この理由については後ほど申し上げます。前年度に比べ歳入で3億3,667万円、歳出で1億5,353万円の増額となっております。前年度決算と比較して増減の大きな項目といた

しましては、歳入で臨時財政対策債が3億5,410万円の減額、普通交付税が1億2,690万円、特別交付税が豪雨・豪雪災害の関係で2億9,199万円、財政調整基金をはじめとする基金繰入金が7億1,406万円の増となったところであります。

歳出では豪雨災害復旧費が26億1,236万円の皆増、2年続きの豪雪で除排雪経費が16億2,000万円とかさみ、豪雪でありました前年度経費をさらに約3億1,000万円上回る支出となったところであります。ここの部分、それから合併振興基金繰替運用の早期解消のため積立金7億1,782万円、病院事業会計資金不足解消のための補助4億3,500万円を支出いたしました。この関係で単年度の実質赤字となったことであります。

国民健康保険特別会計への法定外繰出1億円を予算措置したところでありますが、療養給付費等が大幅に予算額を下回ったことなどの理由によりまして、不用となりましたので全額未執行となったところであります。

投資的事業では大崎保育園、市民会館舞台照明装置、六日町学校給食センターなどの大規模改修、大崎小学校及び塩沢中学校のグラウンド改修が完了し、観光交流拠点整備事業直売所が完成いたしました。また、前年度から繰り越されておりました本庁舎北分館、それから塩沢小学校大規模改修工事をはじめとする繰越事業も全て完了いたしました。

市民税では個人住民税が前年対比5,240万円の減となったものの、たばこ税が平成22年10月の税率改正の影響によりまして5,650万円の増額となりました。

他の税目はほぼ前年度並みとなり、全体で対前年度で1,251万円の減にとどまったところであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率4指標のうち、心配される実質公債費比率——これは3か年平均であります——は平成19年度の24.6パーセントをピークとして毎年度、順調に低下をしております。

平成23年度決算に基づく実質公債費比率は、3か年平均で19.1パーセントと昨年度から1.6パーセント減少いたしました。豪雨災害復旧事業債の大量発行の影響はありますけれども当面、目標としておりました平成27年度18パーセント以下、これはもう達成できると思っておりますし、25年度中にこの18パーセント部分も達成をできるものというふうに推測をしております。今後も経費の削減に努め、財政の効率化、健全化に努め、総合計画の着実な実現を図ってまいりますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

概要につきましては総括を総務部長に、個別部分につきましては各担当部長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長 それでは総括についてご説明を申し上げます。左の上のほうに第88号議案資料とあるものをお出しいただきたいと思っております。全6ページの薄いものでございますがお出しいただきたいと思っております。

3ページをお開きいただきたいと思っております。一般会計の款別決算額の主な部分の比較表でございます。各款別に当該年度と前年度の比較を示してございます。上の左から款、年度、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額の比較、収入

割合、収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等となっております。主に収入済額の欄で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1 款市税では、収入済額の欄で7 5 億3,2 1 8 万円ほどでありまして、前年度に比べてマイナス0.1 6 パーセント、1,2 5 1 万円ほどの減額でございまして、右の欄に記載をされておりますが、大きな減額は市民税で5,9 5 4 万円ほど減となりました。固定資産税でも6 3 3 万円ほどの減であります。軽自動車税では3 4 8 万円ほど、たばこ税では今ほど説明がございましたが5,6 6 0 万円ほどそれぞれ増額となりました。不納欠損額は2 5 5 件、6,2 1 1 万円ほど、また収入未済額が1 5 億6,4 9 9 万円ほどということでございます。なお、不納欠損額の処分事由別内訳は、監査委員審査意見書1 7 ページに明細が記載をされておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

2 款地方譲与税では、自動車重量税及び揮発油税を財源として交付されますが、前年度に比べ9 2 4 万円余りの減額となっております。2 1 年度からの道路特定財源制度廃止に伴い地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、旧法の地方道路譲与税で構成されているものでございます。

3 款利子割交付金ですが、3 5 9 万円ほどの減でございます。4 款配当割交付金で2 0 万円の増、5 款株式等譲渡所得割交付金は6 7 万円ほどの減、6 款地方消費税交付金で9 1 7 万円ほどの減、7 款自動車取得税交付金では8 7 8 万円ほどの減となった結果でございます。この部分は消費、経済活動の多寡により上下をする科目でございますので、景気低迷による影響が大きいと言えるものでございます。

8 款地方特例交付金は記載はありませんけれども減収補填特例交付金、これは住宅ローン控除分と自動車取得税の税率軽減分で4 7 8 万円の増であります。もう1 つの構成要素の特例交付金、児童手当及び子ども手当の分のほうで2,3 8 4 万円ほどの減であり、前年度と比較すると1,9 0 6 万円ほどの減額でございます。

9 款地方交付税では、4 億1,8 8 9 万円ほどの増であり、記載のように普通交付税で1 億2,6 9 0 万円、特別交付税で2 億9,1 9 9 万円ほどの増という内容であります。なお、特別交付税の増額分には震災復興特別交付税分、1,0 1 9 万円を含んでおります。

1 0 款交通安全対策特別交付金これは反則金を主に、事故件数などにより按分をされますが、8 9 9 万円ほどの収入であり6 2 万円ほどの減額でございます。

1 1 款分担金及び負担金では、前年度に比べ6 0 6 万円ほどの増額であります。分担金では平成2 2 年1 2 月の受益者負担に関する条例の一部改正によりまして、当該年度から道路整備事業分担金や融雪施設の維持分担金が減額されたことが主因で1,8 2 5 万円ほどの減、負担金では保育園入園費いわゆる保育料が、2,4 3 1 万円の増が主なものでございます。この款で不納欠損額1 6 万円余りは、入園費負担金の滞納繰越分の時効による処分でございます。収入未済額2,8 1 1 万円ほどは保育園の入園費負担金が主な内容でございます。

次ページをお願いいたします。1 2 款使用料及び手数料は5 億5,7 7 1 万円ほどで前年度に比べ5,3 0 6 万円ほどの減であります。使用料では主に幼稚園保育料が1,0 1 7 万円ほ

ど皆減、手数料で可燃ごみの処理手数料を主として4,228万円ほどの減が主なものでございます。収入未済額が1,534万円ほどとなっておりますが、主として住宅使用料であります。不納欠損額2万9,000円はし尿汲取手数料滞納繰越分の時効による処分でございます。

13款国庫支出金の収入済額は、30億986万円余りでございまして、前年度に比べ1億983万円の減額でございました。主たる要因は、国庫負担金では民生費負担金で、障害者自立支援給付費、子ども手当国庫負担金など災害復旧費負担金などの皆増から2億4,385万円ほどの増加であります。国庫補助金では教育費の部分で、耐震補強事業、改築事業などで3億2,311万円ほどの減、総務費の部分で地域活性化公共投資臨時交付金7億6,885万円の皆減、地域情報通信基盤整備推進事業交付金2億4,691万円の皆減がありまして、結果として記載のように補助金は13億5,369万円ほどの減となりました。未収入済額が6億7,691万円ほどでございますが、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、社会資本整備総合交付金などがございます。

14款県支出金は27億8,722万円ほどであり、前年度に比べ6億3,250万円ほどの増であります。県負担金では災害救助法に基づく災害救助費負担金が1億6,023万円の増を主体として、2億893万円ほどの増加であります。補助金としては市町村合併特別交付金1億1,160万円、農林災害復旧事業補助金で5億5,208万円の増、農地及び農業用施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金で3,349万円の皆増、被災地被災者生活再建支援事業補助金4,313万円などを主といたしまして、5億2,326万円余りの増加でございます。委託金では参議院通常選挙交付金、国勢調査交付金の皆減を主因として7,069万円ほどの減額でございます。記載はありませんが、貸付金で地方産業育成資金県貸付金が2,900万円ほどの減となっております。収入未済額21億156万円ほどは、安心子ども基金事業1億342万円ほど、農林災害復旧事業19億2,418万円ほどを主としております。

15款財産収入は1億1,264万円ほどの減ですが、財産運用収入では4,022万円ほどの増で、IRUの契約基本料や利子及び配当金の部分での債権等売却差益を主体としておりますし、財産売却収入では前年度消防庁舎大和分署用地、旧六日町病院跡地用地、旧大巻小学校用地などの売払い、1億7,330万円ほどがありましたが、当該年度はその部分が減になったことによるものであります。収入未済額であります。土地貸付料の滞納分1万5,000円の納付がございましたが、新規に発生した部分がありまして残額は25万円ほどとなったものでございます。

16款寄附金3,007万円ほどでございますが、前年度に比べ1,291万円ほどの増であります。一般寄附では豪雪のお見舞い、豪雨のお見舞いに係るもの、ふるさと納税、中学校海外派遣への指定寄附金が主なものでございます。

17款繰入金8億2,203万円余りは、7億1,454万円ほどの増ですが、財政調整基金、合併振興基金、減債基金繰入金を主因としております。

18款繰越金では、収入済額8億347万円ほどでございますが、前年度純繰越金が4億1,765万円ほど、繰越明許等充当分が3億8,583万円ほどでございます。

19款諸収入は、15億7,548万円ほどの収入で、前年度に比べまして2億623万円ほどの減であります。主たる部分は延滞金で205万円の増、貸付金元利収入では地方産業育成資金の預託金5,800万円の減などが大きな理由で、7,677万円ほどの減でございますし、受託事業収入では湯沢町さんとの受託事業で斎場、ごみ処理、消防署の部分で1億3,285万円の減に、雑入では142万円余りの増でございます。

20款市債48億9,400万円は、前年度に比べまして、2,590万円の増でありますし、収入未済額10億6,840万円は繰越明許の分でございます。なお、市債の目的別現在高が監査委員審査意見書29ページに記載をされておりますので、ご参考をお願いをいたしたいと存じます。以上が歳入の概要でございます。

5ページの歳出をご覧いただきたいと思います。歳出も款別に前年度と対比しておりますので、主に支出済額の欄でご説明を申し上げます。

1款議会費は、2億1,555万円ほどであり、6,610万円ほどの増加でございますが、これは議員共済会給付費負担金が6,739万円ほど増となっておりますのでその主因でございます。その他の部分は通常の経費でございます。

2款総務費では、前年度に比べ8億1,079万円ほどの減であります。これは説明欄記載のように総務管理費では記載はありませんが、職員費で1億4,072万円の減、豪雨水害で各行政区さんにお難儀をかけたことから特別交付金を措置したため、行政区事業費で1,100万円余りの増、電算対策事業費の地域情報通信基盤整備事業これは光ケーブルの敷設でございますが、7億4,200万円の皆減が主たる要因であります。

徴税費の1,007万円ほどの減は、土地鑑定評価業務委託の皆減を主因とするものでございます。

戸籍住民基本台帳費では、一般旅券印紙等購買基金の設置から繰出金を主因として389万円ほどの増、選挙費では参議院通常選挙費の皆減から3,617万円ほど、統計調査費では国勢調査の関係で1,571万円ほどそれぞれ減でありますし、交通安全の対策の部分では交通安全立哨員の報酬が7万円ほどの増でありますし、翌年繰越の分242万円は普通財産管理費に係るものでございます。

3款民生費では、前年度に比べ6億4,551万円ほどの増であります。主なものは社会福祉費2,427万円ほどの増であります。心身障害福祉費の中で自立支援事業の1億5,954万円の増、老人福祉費では介護基盤緊急整備事業費2億4,598万円の減、医療助成費では県単医療費助成金1,217万円余りの増、いきがい施設費では消融雪施設工事費として1,753万円、老人ホーム魚沼荘管理運営費の相談生活支援業務委託として1,648万円ほどの増をその主因としております。

児童福祉費の3億3,878万円ほどの増は、児童福祉施設費の中で公設民営保育園委託事業費で1億6,730万円ほど、私立認定こども園等整備費補助金1億4,145万円ほどの皆増を主といたしまして、生活保護費は3,242万円ほどの減であります。生活保護システム整備委託料の皆減964万円ほど、生活保護費で2,393万円ほどの減によるものでござ

います。災害救助費 3 億 1,488 万円は豪雨災害、震災関連、豪雪災害に係るものの増でございませう。繰越額の 2 億 2,126 万円ほどは、介護基盤緊急整備事業、豪雨災害に係る部分、生活再建支援事業に係る部分でございませう。

4 款衛生費では全体で 5 億 5,336 万円ほどの減でありますが、保健衛生費 3 億 9,050 万円ほどでは、医療等対策費の中で特別会計繰出金 2 億 4,444 万円、総合的保健医療体制整備事業費の 1 億 2,873 万円皆増を主としているものでございませうし、環境衛生費 7 億 5,59 万円の減は、斎場施設整備に係るもの、清掃費では循環型社会形成推進事業費 1 億 5,554 万円、不燃ごみ埋立て処理処分施設整備事業 1 億 6,682 万円余りを皆減を主とするものでございませう。上水道事業費 2,886 万円の減で高料金対策補助金の減が主な要因であります。繰越額 1 億 3,702 万円ほどは、総合的保健医療体制整備事業費の繰越明許費でございませう。

5 款労働費は昨年に比べ 1 億 4,007 万円ほどの減でございませうが、被災地緊急雇用創出事業、皆減を主とするものでございませう。

6 款農林水産業費では、6,587 万円ほどの減でございませうが、農業費では土地改良事業費、農業集落排水事業に係る繰出金の減から 5,149 万円、林業費では森林整備加速化・林業再生事業を主として 2,182 万円ほどの減であります。繰越金 4,084 万円ほどは県営事業負担金、地産振興事業の繰越明許費でございませう。

7 款商工費でありますが、2 億 874 万円ほどの増でありますが、商工業振興費 3 億 533 万円ほどの増は、観光交流拠点整備事業 2 億 308 万円の皆増を主とし、観光振興費 9,695 万円の減は、愛プロジェクト推進事業費の皆減、観光施設整備事業費の減によるところが主であります。繰越額 1,036 万円ほどは観光交流拠点整備事業の繰越費でございませう。

8 款土木費は、前年度に比べ 1 億 8,351 万円ほどの増でございませうが、土木管理費では総務費の職員旅費が増でありますし、道路橋りょう費が 2 億 4,483 万円ほど、これは機械除雪費、消融雪施設整備維持管理事業費、消融雪施設新設改良事業費の増を主因としております。都市計画費では、6,410 万円ほどの減でありますが、主に地方特定道路整備事業費、公共下水道繰出金の減によるものでございませう。住宅費では 2,594 万円ほどの増でございませうが、市営住宅管理費の増が主な要因でありますし、国土調査費では 2,366 万円ほどの減でありますが、東日本大震災の関係で測量業務の繰越しによるものでございませう。繰越額 2 億 6,420 万円ほどは、道路新設改良費先ほどの国土調査事業ほかでございませう。

9 款消防費では、前年度に比べ 3,530 万円ほどの増でありますが、常備消防費 3,279 万円の増では、消防庁舎改築事業費で 7,432 万円の増、車庫棟解体事業 3,394 万円の減が主で、非常常備消防費 1,750 万円余りでは、消防ポンプ消防自動車の購入費の減が主因であります。防災費では防災広場整備事業費の 1,821 万円の増が主であります。翌年度繰越 1 億 7,528 万円ほどは消防庁舎に係る部分でございませう。

第 10 款教育費は、前年度に比べ 1 億 2,305 万円ほどの減であります。主なものは教育総務費で特別支援教育事業費 3,605 万円余り、子ども若者支援育成などの育成支援費で

3,239万円ほどの増で、7,200万円ほどの増加、小学校費では耐震補強事業、五十沢地区の統合整備事業などから9億3,253万円の減ですし、中学校費2億9,178万円ほどの増は耐震補強の増が主因であります。幼稚園費では5億8,811万円の減でございますが、認定こども園施設整備費の減が主体でございます。社会教育費1億3,711万円余りの増は、市民会館大規模改修事業で1億768万円、塩沢公民館の改修事業が主体でございます。

保健体育費では2億5,328万円ほどの減であります。塩沢給食センターの事業費皆減を主因としております。翌年度繰越額2億6,185万円余りは中学校耐震補強に係る繰越明許でございます。

6ページをお願いいたします。第11款災害復旧費では、通常災害はそれぞれ減額でございますが、新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費を新設をいたしまして、24億2,495万円の皆増でございます。公共施設応急復旧費で8億2,101万円余り、公共施設復旧費で16億393万円ほどでございます。また、繰越額を30億1万円とさせていただいております。

12款公債費であります。前年度に比べ6,858万円ほどの減であります。主として長期債元利償還金5,435万円ほど、長期債利子と一借利子で1,422万円ほどでございます。

13款諸支出金は、5億2,384万円ほどの減であります。土地開発公社から買戻しの部分の皆減によるものでございます。

14款予備費であります。充用件数39件、充用額は8,194万円ほどであります。

以上が歳出の概要でございます。なお、別冊の南魚沼市歳入歳出決算資料主要な施策の成果の概要、1ページから主要な施策の概要を、それから105ページ以降に未定稿ではありますが当該年度の決算カード、財務諸表を記載しておりますし、同じく別冊の財産に関する調書の42ページ以降に債権、基金の状況、また44ページ以降に介護保険高額サービス等貸付金それから奨学金貸与基金及び一般旅券発給事務印紙等購買基金に係る運用状況を、定額運用基金運用状況報告書として掲載しておりますので、ご覧をいただきますようお願いをいたします。以上で総括説明を終わります。

○議 長 監査委員の監査報告を求めます。

○監査委員 それでは一般会計の審査意見書をご覧いただきたいと思っております。

平成23年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見。1の審査の対象であります。平成23年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算、(7)の平成23年度財産に関する調書、(8)平成23年度定額運用基金運用状況報告書。2の審査の期間であります。平成24年7月17日から平成24年8月17日まで。3審査の方法、審査に付されました一般会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書が、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査をいたしました。また、必要に応じまして関係職員からの事情聴取等を実施しております。

審査の結果であります。総括としまして、審査に付されました一般会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基

金運用状況報告書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されていたと認めました。予算の執行に関しましては適正なものと認めました。

一般会計決算審査意見ですが、(1)の決算収支、本年度の一般会計決算の歳入総額350億2,836万円から歳出総額340億4,173万円を差し引いた形式収支は、9億8,663万円の黒字となっています。この額から翌年度に繰り越すべき財源である継続費通次繰越額8,458万円と、繰越明許費繰越額1億8,094万円を差し引いた実質収支額は、7億2,110万円の黒字であり、この実質収支額から前年度の実質収支額4億1,765万円を差し引いた単年度収支額は3億345万円の黒字であります。

この額に財政調整基金積立金809万円と、財政調整基金取崩額4億円を加減した実質単年度収支額は、8,846万円の赤字となっています。

(2)の歳入ですが、収入済額は350億2,836万円で、予算現額389億3,602万円に対する執行率は90.0パーセント、調定額405億5,813万円に対する収入率は86.4パーセントであります。収入済額は前年度に比べ3億3,667万円、1パーセントの増となっていますが、地方交付税、県支出金、繰入金の増が主な要因であります。

財源の根幹となる市税は、75億3,219万円、調定額に対する収入率は82.2パーセント、前年度より1,252万円、0.2パーセントの減となり、一般会計収入における市税の構成比率は21.5パーセントで前年度より0.2ポイント低下しています。当初予算額に比べますと2億2,660万円の増となっています。

市税の収入未済額は市民税が2億1,611万円、固定資産税が12億8,290万円、軽自動車税1,034万円、入湯税228万円、都市計画税5,336万円、合わせて15億6,500万円で調定額の17.1パーセントであり、前年度より1,586万円の増となっています。市税の収納確保にさらなる努力をお願いいたします。

市税の不納欠損額は6,211万円で、前年度より455万円の増となっています。不納欠損額の内容は、市民税が781万円、固定資産税5,042万円、軽自動車税17万円、特別土地保有税139万円、都市計画税232万円で、いずれも地方税法の規定に基づくものでやむを得ないものと認めますが、滞納については管理に十分注意し、徴収に努めていただきたいと思います。

本年度の歳入の主な構成割合を見ますと、地方交付税が32パーセント、前年度31.1パーセントと最も多く、次に市税が21.5パーセント、前年度は21.7パーセント、市債が14パーセント、前年度14パーセント、国庫支出金8.6パーセント、前年度11.9パーセント、県支出金8パーセント、前年度6.2パーセント、諸収入4.5パーセント、前年度5.1パーセント、繰入金2.3パーセント、前年度0.3パーセントほかとなっています。

自主財源比率は34.2パーセント、前年度が33.3パーセント、依存財源比率は65.8パーセント、前年度が66.7パーセントで、繰入金、繰越金などの増により、前年度より自主財源比率は0.9ポイント上昇しました。

市債の本年度起債高は48億9,400万円、前年度比で100.5パーセント、償還額は3

4億763万円で年度末残高は381億2,857万円となり、前年度末より14億8,637万円の増となりました。これは災害復旧費、合併特例債など増が主な要因であります。

(3)の歳出ですが、支出済額は340億4,173万円で、予算現額389億3,602万円に対する執行率は87.4パーセント、前年度に比べ1億5,353万円、0.5パーセントの増となっています。

翌年度への繰越額は、41億1,327万円で、その内訳は継続費繰越額1億7,528万円、繰越明許費繰越額39億3,799万円で、本年度は豪雨災害復旧費が多額で、前年度より24億7,555万円の増であります。主な内容は継続費繰越額は消防庁舎改築事業の1億7,528万円であり、繰越明許費繰越額は豪雨災害農林施設復旧事業19億9,800万円、豪雨災害土木施設災害復旧事業9億895万円、児童福祉補助・負担金事業1億8,300万円、道路新設改良事業1億8,046万円、中学校耐震補強事業1億7,147万円などを主とするものであります。

公債費の支出済額は39億7,493万円で、前年度より6,858万円、1.7パーセントの減となり、歳出総額に占める割合は11.7パーセントであります。

歳出総額における不用額は7億8,101万円で、前年度に比べ1億1,676万円、17.6パーセントの増となっています。

(4)財政状況 財政基盤の強さを示す財政力指数は1に近いほど財源に余裕があるとされていますが、0.447、3か年平均ですけれども、前年度は0.467で前年度より0.02ポイント低下しました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は80パーセントを超えると弾力性を失いつつあるとされていますが、90.7パーセントとなり前年度より2.1ポイント上昇しました。公債費比率は、財政構造の健全性の面から10パーセントを超えないことが望ましいとされていますが、前年度に比べ0.6ポイント低下し12.8パーセントとなり年々改善されつつあります。

基金については、財政調整基金は809万円を積み立て4億円取り崩したことにより、24年5月末の残高で24億707万円となり、前年度より3億9,191万円の減となりました。また、基金全体では24年5月末時点で61億4,920万円となっており、前年同期に比べ7億6,635万円の減となっています。

(5)まとめ 本年度は3月の東日本大震災、福島原子力発電所の事故、7月の新潟・福島豪雨災害、2月の豪雪などかつてない大災害続きの1年でありました。これらの災害に対し、関係職員をはじめ支援いただいた各関係機関の皆様に深く敬意を表するとともに感謝申し上げます。

本年度、重点施策として取り組んできた雇用対策、医療・福祉の充実、子育て環境の充実、教育・文化・スポーツ環境の充実、産業の振興、コミュニティ活動の推進、財政健全化の推進の各施策ともほぼ計画に沿った取り組みが進められ、その成果も認められます。また、総合支援学校建設事業、大原運動公園整備事業、図書館建設事業、魚沼基幹病院、仮称ですが、の建設に伴う既設病院の再編整備などの大規模事業が具現化され進行中であります。いずれ

も市民の期待も大きい事業であります。財政面から不安視する意見もなされています。合併特例債の発行可能期間の延長が認められましたので、財政状況等を鑑みながら再度、財政計画を検討し進めていただきたいと思います。

欧州債務危機の拡大による不安要因から円高が進み、企業や個人の投資の頭打ち、加えて政治の混乱など、経済不況と雇用問題の改善はならず、先行きの不透明感と不安はさらに拡大しています。加えて大震災、豪雨災害などの影響もまだ続く中で、引き続き厳しい経済環境が続くと思われます。情報収集と的確な情勢把握を行い、市民の安心・安全と健全な行財政運営に一層の努力をお願いいたします。

なお、決算概要詳細につきましては8ページ以降、記載のとおりでありますのでご覧いただきたいと思います。以上、簡単であります。審査報告とさせていただきます。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時ちょうどといたします。
(午前11時51分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前1時00分)

○議 長 なお、中沢一博議員より午後3時から4時頃まで欠席の届が出ておりますので、これを許します。

○議 長 平成23年度 南魚沼市一般会計決算全般に対する大綱質疑を行います。

○寺口友彦君 井口市政8年目の最後の決算審議というわけなのですが、この23年度の当初予算を執行するにあたって市長は7つの重点目標を掲げてまいりました。その1つが雇用対策であります。2つ目が医療・福祉の充実と、そして3つ目が子育て環境の充実、4つ目が教育・文化・スポーツ環境の充実、5つ目は産業の振興、6つ目がコミュニティ活動の推進、最後に7つ目として財政の健全化という7つの目標を掲げて予算執行に当たったわけであります。先ほどの監査委員の意見の中にも計画どおりに進めたという報告もありましたが、井口市長本人の口からこの7つの重点目標について、どういう総括をしているのかということをお聞きをしたいと思います。

それから数値的なものを言えば、市税の75億円に対しまして人件費が一般会計でいけば52億円であります。さらに公債費が約40億円という部分であります。この人件費と公債費の合計金額に対して市税がかなり少ないという部分は、ずっと続いているわけなのですけれども、この状態を見てどのように思っているのかということをお伺いいたします。

それとあわせて23年度は地震がありましたし、豪雨水害もありました。年明けての豪雪もあつたりもして、本当に不測の事態が3つも発生をしたわけであります。その中での予算執行の中で財政力指数が0.447と若干悪化をし、経常収支比率も90.7と90パーセントを超えたという部分は不測の事態であったという部分もありますけれども、この数値を見てどのように総括なされたのか。この3つをお伺いします。

○市 長 23年度総括いたしまして、今おっしゃっていただいたその重点施策7項目、個々にはお答えということにはなりません。ほぼ目標どおりにはいったのだろうと私は思っ

ております。また、これはどうだ、これはどうだという具体的なことがございましたらお願いいたします。

それから人件費と公債費、これはある意味合併以来、それも合併前の旧町からの何ていいですか、この地域の財政的なある意味改善していかなければならない宿命的なものであったわけでありまして、人件費につきましてはご承知のようにこの5か年間の中で33億円だったか35億円削減をしてきているわけですし、公債費も今まで部分の返済というのが非常に多かったわけでありまして、けれども、これからは合併特例債等を活用してきちんとやっていけば、先般も申し上げましたが、この8年間の中でいわゆる市の借金総額を約100億円減額させていただいて、24年度から平成33年までのまた10年間でもう216億円削減していこうということになります。高止まりとかそういう部分はまだあります。とてもその1に近づくとか限りなくゼロに近づくとかということにはまだ当面はならないと思いますけれども、危機的な状況という部分は既に脱しているということだと思います。財政の硬直化というのは確かにそのとおりでありますけれども、その分それぞれ国・県補助等あるいはそういうものを利用して活用しながら市民の皆さん方の求める施策、これは何とか遂行できたものだと思っております。

災害に関しましては、まさに東日本大震災これは直接的に私どものところに――放射能という部分はありましたけれども――ありませんでしたが、避難の皆さん方の対応とか本当に今まで経験したことのない災害対応でありまして、これについては職員をはじめとして関係機関の皆さん方から本当によく対応していただいた。豪雨災害につきましてもこれほどの水害というのはほぼ経験がない。こういうことでありますが、これも地域の皆さんも含めて本当に対応は良くやったと私は自負しておりますし、皆さん方に感謝を申し上げたいと思っております。

そういう中での先ほどの財政力指数、こういう部分は冒頭申し上げましたように徐々に改善はしていくものだと思います。ただ、ただ市税がですね、ある程度飛躍的に伸びるという方向がまだ見えておりませんので、何と申しましてもこの部分を涵養・培養していかなければこれは永遠に解決できない問題だと思っておりますので、今後は企業誘致等も含めてこの市税の涵養・培養に努めてまいりたいと思っております。

○寺口友彦君 新市建設計画に載った建設事業を粛々と、というのが井口市政の基本であったわけなのです。23年度の7本柱を見ても、その市長の政策的な部分というのであれば、例えば住宅リフォームであったり、子ども医療費の部分であったり、コミュニティについて、人口に比例して増額をするという部分がなされたわけなのです。こういうものを見ますと、本当にここに住んで良かったと思われるようなまちづくりをしたいという言葉で23年度の市政方針演説は結ばれているわけですね。その方向に向かいつつあるのだなというふうな思いもありました。

ただ、やはりその住民から出た声といいますか、それにどのように応えていくのかなという部分が、やはり投資を求めるものではなくて、そうでなくて仕組み自体をちょっと変えたらどうかというような部分が出たわけなのです。そういうような動きがあった中でも、私はやはり災害対策に対して速やかな対応をとって、決算を見れば財政力指数であったり債務残高で

あった部分が悪化をしているというのは、これは致し方ない部分だろうと思います。ただ、住民の皆さんの意見をいかに酌み取っていくかと、話を聞いていくかという部分での姿勢というものには私は若干問題があったのではないかと感じておりますが、このことについて市長はこの予算を見てどういう総括をされているのかお聞かせ願いたい。

○市長 投資という部分につきましては、やはり将来的な南魚沼市の都市基盤・生活基盤、そういうものを築く意味で、それこそ新市建設計画に搭載された事業を誠実に着実にやってきたわけであります。一部というそのご批判については真摯に受け止めますけれども、多分に大きな誤解に基づく部分、これについてそういうご意見を求める方たちとも私も話もしましたが、かみ合う部分が非常に少なかったということであります。財政の状況が心配だとか、それについてはこういうことでご心配はいりませんという話をするのですけれども、なかなかそれを受け入れていただけなかった。

片ややはり推進ということもあります。都市基盤整備とかについてはですね。ですから、相反する意見が出ることはもう間違いない。その中でどうしていくかということはいちにかかって私がどこかに決断をしなければならぬわけであります。そしてその決断した方向を議会の皆さん方にお示しをして、そして予算の中できちんと議決をいただく。これが今の議会制民主主義ということの流れでありますので、我々が反対したから、そしてそのことが実現できなかったから、なおことさらまだそのことを強く主張するというのは、私はちょっとある意味今の制度を無視している。そういうことだと思いますけれども、ただそれを一切捨てて、いわゆる強引にという部分は私はあったとは思っておりません。

ですので、これからも当然住民・市民の皆さん方のご意見等は十分伺いながらやっていくわけですが、先ほど申し上げましたように、何をやるにしても相反する部分が必ず出るのはですね。そこで、ではどうしていくかということが我々に求められていることだと思いますので、一時的な批判はあったにせよ、それはそれとして必ず今やっていることが、そしてこれからやろうとしていることが、後世の皆さんに評価をしていただけるものだと私は思っておりますが、これは棺を蓋てからということになりますので、私の目で見届けられるかどうかはこれはわかりません。わかりませんが、そういうことにはきちんとした信念を持って対応をしているように思っております。

ただ、反対だ賛成だという皆さん方の行動をそれぞれ非難するということは極力避けたいのですけれども、間違った情報を伝達したり、間違ったことを広く伝えられたりというのは、いささか私は残念ではありました。

○寺口友彦君 首長は市民の直接選挙で選ばれるわけでありまして、議員もまた住民の選挙を受けて選ばれるわけです。二代表制ということで・・・はお話をされるわけなのですけれども、政治的な決断を迫ったときには市長はそれなりの覚悟を持ってやるわけでありまして。それは承知をしております。ただ、議会内での少数意見というものに対する姿勢といたしますか、そういう部分でもう少し聞く耳を持つべきではなかったかなという思いはあるのですけれども、そこについて市長の意見を聞いて大綱質問を終わります。

○市長 議会の皆さん方のご意見等は十分尊重はしながら、しながらですけれども、先ほど申し上げました、どこかで結論を出さなければならないわけでありますので、私はそういう結論を予算に反映させて、そして議会の皆さん方のご判断を仰ぐということをやってきました。ですから、例えばはっきり言いますが、野球場問題に関しても当初描いていた計画からは相当何ていいますか見直しをして、ああいう形になってきているわけです。それはとりもなおさず、それぞれの皆さん方のご意見も伺いながらここまでやってきたということです。ですから、そういう面では100パーセント反対派の皆さんのご意見を、あるいは議会の皆さん方の相反するご意見を反映したということにはなりませんけれども、相当配慮をしながら、注意をしながらやってきたというふうに考えております。

議会の中での少数意見といいますかこれはこれとして、生かせる部分は当然生かしていきま、私も。しかし、決定的に対立している部分でそれを少数意見にずると流されるということになりますと、それでは多数意見はどうなのだと、こういうこともございますので、やはり議会の中ではこの多数決という部分がどうしても出てくるわけであります。そこにも配慮をしながらということですから、まあ八方目を配りながらやってきたつもりではありますが、ご不満の点は多々あるかと思っておりますけれども、今後は十分またそういうことにも配慮をしながらこれから市政執行に当たっていきたいと思っております。

○牧野 晶君 大綱質疑ということですが、全般的に関わるのでちょっと聞いてみたいのですが、それこそ物品を購入したとか処分したときに、その条例をちょっと今私手元にないのですが、処分規定があるわけですよね。確か、物品、例えばこのボールペンを処分します、お金の価値があるときはちゃんと公売しなさいよというふうに、私、規則だったかであっていいと思うのです。うちの市は要はお金の価値がある場合は売rinaさいよと、公売しなければならないとなっているはずですが、他市では例えば3万円未満のものはそのまま処分していいですよとか、そういう規則があるわけですよね。それでいけば、魚沼市など多分それでやっているわけです。その中でうちのようにならなくて、今多分、きっと規則——私が間違えているのだったらそのところはそこらでちゃんと訂正というか、指導してほしいのですが——多分そういうふうになっています。単純に公売しなさい。でもその一定の金額、1万円なのか3万円なのか。その1万円以下は公売しなくてもいいよとか、そういう決まりがないと、本来であれば私はまずいのではないのかなと思っております。どういふふうにして物品を処分するときに流れをしているのか。ここでちょっと大綱の中でやるのもおかしいかなと思ったのですが、でも出だしの出だしで、どこの課にも関わることなのでちょっと私、聞いてみたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○総務部長 鉛筆とかいわゆる消耗品の部分については、物品という考え方でなくてそれは駄目になれば処分をさせていただきます。備品については長く使えるものという定義が一番なのでしょうけれども、金額的には5万円以上ということで財務規則上定義になっております。ですので、それを処分するときにどうしようかということですが、使えないものについては当然廃棄処分という処分の仕方がございますし、なお使えるということであれば、例えばブルド

一ザ一ですとかのものについては競り売り、若しくは入札で売却をすることです。一義的にはその物品が使えるか使えないかということで判断をさせていただいておりますので、金額で5万円以上は全部競り売りにするというだけでは現在はありません。状況は以上です。

○今井久美君　最初にちょっと資料をお願いしたいなと思ひまして、決算資料の中で毎回付けていてもらいましたが、調べれば出てくるのですけれども、市債残高、会計別のやつが載ってどこかにいけばあれですが、あれば見やすいし、あれだけ一般質問でも財産をいろいろ心配の声が出ていたり、その運営について話が出ていますので、そういうふうにつけてもらえればいいなということでこれは話をしておきます。

それで、私が聞きたいのは、この財産に関する調書ですね。今ほどもこれは一般会計だけ。財産の中で普通財産、いろいろ車から不動産から何かぱつと出ていますが、例えばこの普通財産の終わりのほうの18ページですか、この野瀬ヶ原など土地開発公社から来たのがあります。そういうのが、今の牧野さんではないですけれども、やはり土地開発公社にあったときは金額があったわけです。購入価格は2億円で金利が付いて4億円近いというのが金があったと思うのです。それがここに来ると平米か何かになってもう全然わからないわけですよ。普通の財産、その下の阿部産業のがどうか、幾らなのか何だかもわかりませんが、やはりこれは公会計でちょっと違うところもあるかもしれませんが、公用地を売却という時々公告も出すと思います。そのときもやはり金額があります。土地開発公社のものはなかなか出ませんので応談ということになってはいますけれども、そういった民間に渡ったら価値が出るものも動産も含めてあるかもしれないので、これをどのように、全部皆さんのほうでは入れた金と今現在の簿価、実際売るときにはこのくらいになるとか、そういうものを持っているのかどうなのか、ちょっと確認したいと思います。

○総務部長　1点目の市債の目的別の残高ですが、これは先ほど申し上げましたが監査委員さんの決算資料の29ページに市債の目的別残高表が出ておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

それからもう1点の財産の関係でございますが、大まかに言ひまして行政財産といういわゆる仕事に使う財産があります。例えば庁舎もそうなのですが、それからそれ以外の普通財産と言われるものがあります。財産につきましては土地開発公社のほうと違ひまして、その簿価という考え方は現行の財産調書の中では持っておりません。したがひまして、どこに何平米あるというのは当然この中でおわかりになります、その金額が現在価格幾らであるというのを例えば複式簿記のように資産としてその土地を価値として載せているということではありませんので金額は出ておりません。

それから、先ほどおっしゃった売却の際につきましては当然近傍類似とか、あるいは土地鑑定評価を行ひまして適正価格で売却をさせていただくような公告をしているということでございます。以上です。

○今井久美君　今の市債残高のところなのですが、29ページに一般会計が出てはいますけれども、私が言ったのはよく会計別になっていたのがあったではないですか。ああいうやつがぱ

つとあれば、今まであったのがなくなっていたものだからそのことを言ったのですけれども。今の財産のほうですけれども、それは確かに公のほうの取り扱い方で違うのだらうなと思いませんし、やはり民間の会計とは違いますので帳簿価格で幾らかという管理はしないのだらうなと思えますけれども、ただせつかく持っているものが幾らくらいあるのだらうかというのはそれとなく把握をして、有効に活用できるものは民間に渡して有効に活用してもらおうという考え方は、やはり常に持っていたほうが良いと思うのです。

ずっとこの中において多分、みんな人間がもう変わっていきますので、そのうちみんな訳がわからないですよ。長森運動公園が幾らだったかこうだとか、いろいろ開発公社が努力してもらって金利が発生してこないようにこうしてもらったのですが、その中へ眠ってしまうというのはある意味もったいないような気がします。私、土地開発公社のときにも言ったのですが、皆さんがこれを時々広報か何かに載せて、さあ、買いたい人は申し出て下さいというのなかなか難しいので、もし案件が実ったら多少の手数料を差し上げてでも、それを専門でやっている不動産の皆さんにお願いするということもあってもいいのではないかなと思っています。

かなり前ですが、これはもう民間とそれこそ公とは違いますけれども、長岡の老舗の建設業者がつぶれたことがあります。その会社はいろいろな噂があっても国道沿いにかんりの不動産を持っていましたので、あそこのうちは大丈夫だというのが、年末と月末に現金ができないで、やはり倒産してしまったのです。ものすごい不動産を持っていたのです。不動産をいっぱい持っていてやはり金が強いというのが、私はずっとその頃から思っていますし、公共のものですからみんなの財産です。これはこれで保有しているのはいいかもしれませんが、活用できる点はやはりそれでも活用して民間活力をまた景気付けるということも必要だと思うので、また今後も一考していただいてぜひ対応してもらいたいなというふうに思います。以上です。

○総務部長 土地につきましては全く普通財産の部分についてはおっしゃるとおりでございまして、ただ道路の脇の付け替えた部分とかそういうものまでみんなこの中に入っております。とてもこれを全部というわけにはいきませんが、普通財産として私どもが持っていて何ら価値にならないわけではございませんので、売却できるものは売却をさせていただいて、固定資産税をいただいたり、建物を建てていただいたりというふうな使い方にしていきたい。なるべくそのようにしてきておりますが、またさらに心がけたいと思います。

それから記載の部分につきましては、ここについては一般会計だけでございますので、各水道会計等々につきまして決算の報告で市報に載せるときはみんな寄せて載せるのですが、会計別の審議でございますので、ここでは一般会計だけということでご容赦いただきたいと思えます。以上でございます。

○若井達男君 今ほどの9番議員にも関係することですが、この財産に関する調書です。まず最初は19ページ、(5)の有価証券の中に(株)ガーラ湯沢というので200万円の有価証券を当市とすると保有しているわけですが、それはそれでいいのですが、今このガーラと市の関係はこういった株主というような形の中でどのような関係に置かれておるか、それをひとつお聞かせください。

あわせて20ページになりますが、下から10行目くらいになりましょうか、八海山白の世界文化村、ここに3,000万円という権利、出資による権利というのが出ているわけです。八海山白の世界、これはトミオカホワイトですが、財団とするとこれは清算がなっておりますが、この3,000万円はどういった解釈をすればよろしいか、その点。

もう1点ですが、今ほど9番議員の方からもいい発言をしていただいたと思うのが、我々、私もこの議会を外れば宅建業の一業者でございます。そうした中に宅建業者が市の財産の処分に携わったときには、これは民間業界の仕事でございますので、やはりれなりの手数料というものは当然付いて普通だというふうに考えておりますが、その辺、市側の考え方をひとつお聞かせいただければというふうに考えております。お願いします。

○副市長 ご質問の第1点目でございますが、ガーラとの関係でございます。ガーラスキー場のところに湯沢町の土地、それから旧塩沢町の土地、それから旧、あれは中里になるのですか、十日町に今。それぞれ湯沢さんからは町長さんが取締役ということで、南魚沼市からは私のほうから、それから十日町も副市長が取締役ということでそれぞれ参画をさせていただいて、スキー場そのものの経営についてのいろいろのことはしますが、ただ、あそこはもうJRの100パーセントの子会社でございます、そちらのほうのいろいろのノウハウの中でガーラスキー場は運営をされていると。私どもは当初のときの何ていいますか、旧塩沢町がそこに入ったときのものを南魚沼市がそっくり引き継いでやっているというような——十日町ももちろんそうでございますが、そのような状況でございます。

○総務部長 最初の20ページの八海山白の世界文化村3,000万円でございますが、私もそこに携わっておりましたので承知をしておりますが、清算財団になって清算をしております、この3,000万円はちゃらという言葉はおかしいですが、なったわけでございますので、まことに申し訳ありませんが誤載でございました。申し訳ありませんでした。

それから宅建の部分につきましては、今ここででは宅造する場所、あるいはお願いをする場所はずっと浮かんできませんが、私どものほうでまた宅建業界なり、あるいは個別の不動産業者さんなりとお願いをしてやるということになれば、当然契約の中で手数料を——宅建業界さんのほうで手数料が決まっているかと思いますが、手数料をお支払いして実行するということになるかと思えます。以上でございます。

○若井達男君 第1点のガーラ湯沢についての関係は今副市長のほうから答弁いただきました。実はもう昨シーズン雪がなくなりましたものですから、私どもの仲間が石打丸山スキー場の施設をお借りいたしまして、そのとき市長のほうからもご出席いただいております。その中にはガーラ湯沢さんの役員の方も出席いただいております、そしてそこで意見交換がされました。

やはりこれらは本当にこの南魚沼市、この南魚沼における観光行政についてのいい機会でもあり、また前向きに進んでいく、そういったことがありましたものですから、やはりただ単なる一株主ということでなく、一自治体の株主ということでなく、やはり大いにこういったことは連絡を取り合った中で進めていくのが、まさにこれからの観光行政における、これとて一歩

ではないかと思しますので、大いにひとつこの200万円の有価証券は生かしていただきたい。あわせてこれは道光高原におかれても、このゴルフ場は一度清算されたものなのですから、100万円の有価証券の保有主というふうになっているものですから、やはりこういった面も大いに活用するものだというふうを考えておりますが、よろしく願いいたします。

それと、10ページのトミオカホワイト、私もこれには関係しておりました。そういうことで、やはり先ほどのこれも9番議員からお話が出ました、公社が持っておった財産を普通財産にすると、そういうふうになると当然のことながら数字は確かに出てこないのです。出てきてはいけないと思うのです、私は。それは部長の答弁のとおりでいいと思うのですが、まさにこれなどは私は載るべき数字ではないというふうに感じたものですから、取り扱いをどういうふうにしたらいいかというようなことを伺ったわけです。そのような答弁であれば私も全く問題はないと思いますが、ひとつ今後はそういった扱いでお願いしたいと思っております。

それとあわせて、この市の財産処分に関わる不動産業界の手数料云々ですが、これは部長の答弁のように取り扱いは当然のことなのですが、ただ、一般の皆さんがどうして市の財産処分に業者に手数料まで払うのだという、通常の商取引でありながらそういった見方をされるものから、やはり業者とするとなかなか前向きに仕事に取り組めない、やれないということが事実です。これは一自治体とは言いながらまさに自治法で定める中に一法人です。なものですから、官民の取引であってもやはりそこに手数料が伴うものはきちんとその対応が必要だと思います。

あわせてもう一言、これは私事になりますが言わせていただければ、議員の身でその資格を持って取引をしたときにどうだというのは、これは裁判の判例にもなっておりますけれども、決して兼業の禁止には値しないと。継続性がないから値しないということが判例でも出ておりますので、ひとつ私がこの一步席を離れたら大いにひとつ使っていただきたいというふうに考えておりますが、以上です。

○中沢俊一君　　22番、中沢俊一のほうですが、すっかり影が薄くなってまいりました。市長とこれはもう見解が違わない方面から少し今日は伺ってみようと思っております。9月10日だったでしょうか、朝のみのもんたの番組がありまして、その中で維新八策という紹介がございました。幾つかある中で私が背筋がぞっとした部分が実はあったのですよ。というのは、地方交付税を廃止して消費税を充てていくと。これで、これはいいというふうにみのもんたさんは素通りしてしまったのですね。あの番組の影響力というのも結構大きいもので、維新の会がすぐに国政を左右するということは私はないと思っておりますけれども、こういう考えがやはり国の地方への財政・支援、そういうものに影響しやすくなるのではないかなと思って私は心配しました。

そこで伺うわけでありますが、さっきの説明にもありましたけれども、実質公債費比率が間もなく18を割ると。あるこの同僚議員さんによれば完全な健全水域に入りつつあるということでした。ところがこの18パーセントという水準がどうかと言いますと、以前エコノミストという経済誌から引用した例もあったわけですが、1,750ある市町村の中でこの当時

18パーセントを超えていた自治体は300ちょっとにとどまっておりまして、そのとき我が南魚沼市はワースト50何位でありました。これはわかりますよね。

地方自治の研修会に行きまして、私になるほどなと思ったのは、これからは通信簿の時代ではない、偏差値の時代だと。これはこちらのほうの会派の皆さんと一緒にその先生から学んだわけでありまして、冒頭に言ったことですからこれは多分本当でございましょう。今までは赤点で先生の鉛筆をなめてもらわなければ進級できなかった。まあまあ認可がなければ借金ができなかった。しかし、そういうものから80点90点の自治体と競争していかなければならない。それには借金があるかないかが非常に大きい足かせになるということでございます。この辺についてはまず市長と私は意見が同じだと思うのですが、この辺の見解をお願いします。

○市長 維新八策だか船中八策だか、何か夏みかんが売れないで八朔が売れて困るとい話があるそうですけれどもそれは別にいたしまして、この地方交付税を廃止をして、消費税をそれに充てるといのは、これは大都市の裕福なところはどうだかわかりません、人の多いところは。しかし、その地方交付税の趣旨から言って、日本の均衡ある発展を目指す。そういうことになりますと、例えばこれを本当にやってしまいますと、相当の市町村が財政が壊滅状態になると思います。だから、どこを見てそういうお話をなさっているのか私はわかりませんが、このことは余り地方の実態を知らない方ではないかというふうに思っております、こんなことができるはずもないと思いますし、してもらっては困るということです。

それから18パーセント以下、これは当面健全、いわゆる標準的な部分にまでやっときぎ着けますと。ですから健全経営的になってきていますということです。

そこで、これは率が低いほうが当然いいわけですから、ただ議員ご承知のように、私たちの市は特殊であったということをご理解ください。これはご理解いただいていると思います。ですから、それも含めて徐々に低下をさせてきているということです。この数値で満足をして、もうこれでいいのだということは全く考えておりません。考え方は議員と同じであります。

○中沢俊一君 でありますから、ああいう影響力の大きいコメンテーターが、これはいいというふうに素通りしてしまつた。これは本当に今言うとおりの、もし、そういうふうに若干のそういう雰囲気を感じた主権政党が、そういうようなさじ加減を始めると本当にいっぺんに影響を受けるのが私どもだと思うのです。こういう負債の大きい、どうしても返済しなければならぬ。であるから、いろいろな意味でやはり使い道の選択、特に借金の場合には——これは普通の経営と同じですけれども——大いに留意をしてやっていくのだと、これは共通だと思うのです。それはいいですよ。

さて、その中で私は8月19日、中学生議会がこの場でございました。その中でもう1点——これは市長と私が少し見解が違つかもわかりませんが——中学生に対しまして、この市の財政のことをもう10年すると一般会計の規模と一般会計の負債が同じになると、極めて珍しい、いい例だというふうにおっしゃいました。また、もう1点で私が気になったのは、農業の生産額が県下で新潟市に次いで売上げ、収入が2番目だと、こうおっしゃいました。我々にそういう2点を言うのはこれはまあ結構ですよ、いろいろな斟酌をする人間がいますから。しかし、

中学生にこういうことを言ってどうなのかなと思ったわけですが、その2点についてちょっとお願いします。

○市長 中学生の皆さんがいろいろ建物を作ってもらいたいし、施設の整備もしてもらいたいけれども、夕張市のようになっては困るのでその辺も教えてくださいと、こういうことだったのです。ですから、今、南魚沼市はこういう状態です。そしてあと10年経つと今の計画では一般会計の負債、市債残高が310億円から20億円前後になると思うのです。それは今の会計の予算とほぼ同額になりますから、これは非常にまあある程度珍しい、そのくらい健全になっていきますよという話をしました。

それからもう1つ、農業。だってこれは中学生でそれをして何が悪かったのでしょうか。だって新潟市が一次産業の額が340～350億円でしたか。次いで南魚沼市が147か149億円です。これは誇るべきことだと、こういうことを基幹産業たる農業で南魚沼市はこのくらい頑張っているのですよということを申し上げた。これは新潟県の100の指標に出ていますから、私が言おうが言うまいが事実としてそこにあるわけですから、全くそれが問題ということになると。ちょっと私は何が問題点なのかよくわかりませんが、事実を申し上げたまででありまして、子どもたちに農業ということも素晴らしいことなのだということを言ったつもりであります。

○中沢俊一君 一般会計の規模と一般会計の市債残高がイコールであると、極めて珍しい健全な状態だ。それは多分私と市長の1,750の自治体をつかんだ中で、私はかなり違うのではないかなと思っています。それがまず第1点です。

もう1つ、市長の数字の捉え方ですが、私はこの農業のこの数字を見た場合は、とても収入とか総生産額ではないと思いましたね。但し書きを見てみると、これは企業でいえば付加価値ですよ。収入とは大きく違うわけです。（「収入などと言っていない。」の声あり）言いました。収入、売上げと申しました。（「売上げですから」の声あり）今言ったとおりです。しかしながら、そこからそこに投下する様々な、そういう何ていいますか、これを差し引いた額がここに載っているわけです。それが我が南魚沼市は新潟市に次いで2位と。中身がいいということなのです。売上げではございません。

ですから、そういうことがもしかしていろいろなところで私と市長の場合では数字の捉え方で今までも違ってきました。でありますから、我々であればそれが斟酌できるけれども、中学生は全くストレートに感じるわけです。でありますから、よくその辺のことは注意をして把握をしてほしい。そのことだけ申し入れておきます。

○市長 まあ私も相当気を付けながら発言をしているつもりであります。その1次産業については総生産額とありますね、生産額。頭に生産額と載っている。そしてだんとつが新潟市。ここに書いてあります。第1次産業の市町村内の総生産と、ここに書いてある。南魚沼が146億円ですね、新潟市が380億円ということでありますので、これを申し上げたまでです。生み出された付加価値産業——まあまあこれはいいですけども、こういう数値を申し上げて、私たちの南魚沼市は基幹産業たる農業でもこれだけ頑張っているのだということ

を申し上げただけで、これが問題になるようであればどうぞ追求してください。中学生の子どもたちがこれをどう受け止めて誤解をしているか否か、それでは調べてみてください。もし、そういう誤解があって、大変なことだということであれば私が謝罪をしてみたいと思います。

○岡村雅夫君 災害の年であります、その中の1つの震災、震災に関してのその東電の関係です。放射能の関係で臨時的なそのいろいろな出費、人件費等があったかと思うのですが、ちまたではよく責任が政府だとかあるいは東電だとかという話なのですが、実際そういう市民のためを思ってこういう測定をしなければならないとか、あるいは処分・処理・保管をしなければならないとか、あるいはいろいろな広報をしなければならないとか、いろいろあったかと思うのです。

そうした中でどの程度の出費があったのか。そして、どの程度の歳入が見込めるのか。あるいはそれが簡単に交付金というような形で来るものであるのか。どこにどう請求をし、そしてそれが累積でこれだけの今残高になっていますとか、請求残高と申しましょうか、そういった形になっているのかというあたりが調査してあるようであれば、これは特に明らかにしておく必要があるのかなというような気がします。

災害のためにというのは、直接的には7月の豪雨水害というような形が会計上ではぼんと出てきているようでもありますけれども、私はその放射能の関係というのは今後ずっと何らかの形で続く問題だと思うのですが、そういった整備をされているのかどうかひとつお聞きをしたいと思います。

大綱でやればいいのかどうかはわかりませんが、先ほども市長が言うもう1点で、市税の関係が非常に問題視されるのではないかなという気がするのです。まあまあ景気とかそういう問題もさることながら、市民のやはり所得が落ちる、それは直接的な所得税ですよ。もう1つが固定資産税という形で、もうえらい不納とか未済額が積み増しされていくということは、その因果関係ですね、それをもう少しきちんと分析しておられたらひとつ考え方をお聞きしたいなど。要するに市税全般の中でなぜこういう事態が起きているのかというあたりをどう捉えているかひとつお聞きしたいと思います。

○市長 震災といいますか、放射能関連の費用につきましては基本的に、水道もありますし、下水もありますし、一般会計分もあるわけでありまして、これは後ほど数値は総務課長がお話しますが、東京電力に請求をするということでもあります。そして、下水のほうももう始まったのかな。下水は具体的に請求をして交渉が始まっていますが、あと水道それから一般会計分、これはきちんと把握してございますので、後ほど数字を申し上げます。東京電力に全て請求であります。

それから、市税の中でこの固定資産税の滞納繰越、市税だけで12億円でしたか。相当数が固定資産税であります。これはやはり大きな建物を有して土地も相当数の土地を所有して、しかも単年度ということが殆んどなくて、ずっと長い間なかなか発生した部分を納めきれないで、現年分が全部納まればある意味いいほうという部分が相当あります。ですので、これがなかなか減っていきません。しかし、前にもちょっと申し上げましたように、今ここで市が差押えを

した中でそれが全部回収できるかといいますと、魚としさんがああいう形になりました。これはもう市で回収できる部分というのはほとんどないということだと思っております。水道も下水もそれから市税のほうもですね。やはり民間の金融機関が相当入っております、ですので、まあ何とかいい時期が来るまでとにかく継続して営業してもらいたいと、そういうことを願いながら私たちはやっているわけですが、しかし、これもいずれは限度がありまして、そのときには非情な決意をしなければならないということだと思っておりますけれども、まだその状況ではないというふうに感じております。

○総務課長 それでは放射能の対策経費といいますか、放射能に係る経費について今までのまとめてある額を申し上げます。それこそ一般会計はほとんどが学校、保育園等の汚染土砂の撤去及び運搬、保管に関する経費でございます。下水道に関しますと、放射性物質の測定費、検査費、それから水道ですと浄水発生土の保管、運搬、測定費。それから廃棄物に関しましては飛灰の運搬料から始まり、放射線物質・空間線量の測定費、その他これからいわゆる放射性物質を含んだ飛灰等の処理のための機械設備の改修、それから実際にキレート処理と申しますか、処理できるような処理の委託料等がございます。今現在ですと全部合わせまして3,600万円弱の経費が支出されているところでございます。

当然職員が測定したり出張したりという人件費は、この額にまだ含まれておりません。それで基本的に東京電力に賠償を請求するというので、いろいろな説明を受けたり東京電力からの状況を伺ったりしている時点でございます。国の賠償に関する中間指針までしか出ておりません。その中では細かなこういった経費について賠償するというのが、まだうちのほうが対象になるものが出ておりませんで、ただ、下水につきましてはこういった内容の経費については請求してくれということ、150万円弱ですけども、既に請求しているところでございます。その後も測定を続けているので下水はそれで終わりではないのですが、その後30万円くらいの経費が出ているところでございます。

それからもう1つは廃棄物関係につきましても、細かな賠償経費はまだ示されてはおりませんが、暫定的ということで、こういう経費についてどれだけ使用されているかということで、今東電のほうからうちのほうの廃棄物対策課のほうへ調査が出て、それをまとめているような段階でございます。以上でございます。

○岡村雅夫君 東電絡みの3,600万円をとりあえずということだと思うのですけれども、私はこれに伴う県下の市町村で対策会議が急に行われるようになったとか、あるいは防災計画を立てなければならなくなったとか。当然しなければならなかったことを今までしていなかったというのではない、要するにそこまでも対策をしなければならない、計画も立てなければならぬというようなこういった問題が起きてきたということで、人件費と申しますかそういうものまではもうとても請求するのは無理だというような考え方をしているのか。そういうのまで入れた額というのはものすごい額だと私は思うのです。

あるいは震災で逃げてきた、こちらへ避難して来られた方々へのまあまあそのときも人件費はかなり使っているわけですし、そういった対策室もあったわけです。そういったものという

のは、当然震災には、放射能汚染には、東電には関係ないことだというふうに捉えれば、たまたま不測の事態が起きた、そして行路人として来たというような考え方になれば、それはそれで請求する権利はないということなのですから、原因者というものが明らかになっているということになると、私はそういう点ではまだまだ広範な部分についての請求権があるのかなというような気が、1つの考え方としてどうだろうかというような気がするのですが、その辺ひとつお聞きしたいと思います。

それからあと市税の問題については細かなところはいいとしても、大型の人たち——それは確かに大型の税だと思えるのですけれども、民間でもまあまあそれなりに設備投資されて旅館なり民宿なりをやっていた。でも、今はなかなか縮小傾向にあったり、あるいは廃業しているとかというような方々がいた場合、当然払えなければ積み増しされていくわけでありまして。そういった傾向というのがあるやに私は聞くのですが、そういう点は何ていいますか、憂慮する部分があるかないかひとつお聞きしたいと思います。

○市長 最初のほうの震災関連でありますけれども、一般的に考えれば我々もそこまで請求はしたいという思いです。ただ、今年のあの八箇峠トンネル事故の対応の際に——いわゆる私たちの管内で起きたわけですね。それで消防が対応して、県内各地の消防隊から応援に来ていただいて、そのほかにも庁舎を3日、4日くらいですか、もう徹夜で全部開けて、職員も徹夜をしたり、相当の費用がかかったわけなのです。消防のほうはもう相互応援協定とか何かあって、人件費とかそういうことは一切お互いが請求し合わない。ただ、要した物品費ですね、例えば酸素ボンベだとかそういうことについては、これは私たちが消防隊に全部お金を払って、県が出すとか原因者たる北陸整備局だか佐藤工業かわかりませんが、そちらが払うということにはなっていないのです。

そういうことから見ますと、例えば震災で逃れて来た人たちを受け入れて、そのための対応をした。最初は3,000円とか5,000円まではもう全部投げ払ってもいいやくらいのことは言ったのですが、それはそれで来ましたけれども。ですから、そのための対応した人件費、これは確か請求ができないのではないかと思うのですけれども、その辺がこれからの指針がまだはっきり出ておりませんので、我々はできれば請求はしたいとは思っています。相当の費用でありますので。これはもうちょっとこの後指針が出てからということになります。

それから税の固定資産のほうについてはその内容が税務課長か、市民生活部長か、ある程度方向を把握している部分を答弁させますので、よろしくお願ひします。

○税務課長 大型についてはそういうことですが、個人で例えば民宿とかをやっている方、商売をやっている方は頑張って分納を続けているというようなことですが、もう商売を止めた方については、やはり金融機関が競売にしたというケースも多々ございます。全体的に難儀しているという状況であります。以上です。

○岡村雅夫君 後半については了解しましたが、今後大変なことになるなというふうに思っていますが、ひとつ・・・とりあえずここでそれは止めます。

それで、東電絡みのことですが、やはり台帳整理をきちんとして、ここまで、後で削られよ

うが、実際はこれだけの仕事をしたのだということを、私はやはり整理をしていつでも請求できるような体制というのは必要かなというふうに思っています。その辺の考え方、各いろいろの課や部に関係することだと思いますが、ひとつもう1点を伺って終わります。

○総務課長 おっしゃるとおり管理していきたいと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって平成23年度南魚沼市一般会計決算全般に対する大綱質疑を終わります。

○議 長 歳入の説明を求めます。

○市民生活部長 それでは決算書17、18ページをお開きいただきたいと思えます。平成23年度一般会計歳入歳出決算、事項別明細書でご説明を申し上げます。

1款1項1目市民税個人分でございますが、収入済額は前年度比5,240万円減の19億7,223万円ほどでございます。不納欠損額は前年度比298万円増の638万円ほどとなりました。収入未済額につきましては前年度比953万円減の1億9,994万円ほどでございます。収納率につきましては前年度同率の90.5パーセントとなっております。

次に2目法人分でございます。収入済額は前年度比713万円減の6億5,722万円ほどでございます。不納欠損額は前年度比145万円減の142万円ほどでございます。収入未済額につきましては前年度比30万円減の1,616万円ほどとなっております。収納率につきましては0.2ポイント増の97.4パーセントとなりました。

市民税の合計でございますが、収入済額は前年度比5,954万円減の26億2,945万円ほどでございます。不納欠損額は前年度比153万円増の781万円ほどでございます。収入未済額では前年度比983万円減の2億1,611万円ほどでございます。収納率は前年度比0.1ポイント増の92.2パーセントとなっております。

次の2項1目固定資産税でございますが、収入済額は前年度比633万円減の41億3,684万円でございます。不納欠損額につきましては前年度比142万円増の5,042万円ほどでございます。収入未済額につきましては前年度比2,841万円増の12億8,289万円となっております。収納率は0.5ポイント減の75.6パーセントとなっております。

次に2目の国有資産等所在市町村交付金でございますが、これは国県に対して固定資産税を課することはできないということで、その代わりとして交付されてくる税源でございます。収入済額につきましては前年度比33万円減の2,293万円ほどでございます。

3項1目軽自動車税でございますが、収入済額は前年度比348万円増の1億5,721万円ほどでございます。不納欠損額につきましては前年度比10万円減の17万円ほどでございます。収入未済額につきましては前年度比57万円減の1,034万円ほどでございます。収納率は0.5ポイント増の93.7パーセントとなっております。これはエコカー減税や燃費の関係等で低価格志向によって軽自動車への需要が高まったというふうなことによって、課税台数が3万6,279台と前年より161台増となっております。

次に19、20ページのほうをお願いしたいと思います。4項1目、市たばこ税でございます。収入済額、前年度比5,661万円増の4億1,753万円でございます。たばこ税につきましては課税本数については減少しておりますが、平成22年10月からの値上げによりまして増額となっているところでございます。

5項1目特別土地保有税でございますが、これは昭和48年度に創設された税金でございます。土地又はその取得に対して当該土地の所有者又は取得者に課税されておりましたが、これは平成15年度からは新たな課税が行われなくなったという税目でございます。今回、不納欠損額138万円ほどでございますが、この土地につきましては2人の共有でございます。2人とも既に79歳、75歳と高齢なため、現在は年金生活として税を負担する能力が本当に厳しい状況でございます。自宅以外の可処分資産もないということで、執行停止を経て不納欠損としたものでございます。対象の土地はほとんどが原野でございます。年3万1,500円の固定資産税については何とか納めていただいているというふうな状況でございます。

それから6項1目入湯税でございます。収入済額が前年度比410万円減の3,272万円ほどでございます。収入未済額につきましては、前年度比7万円減の228万円となりました。収納率は0.5ポイント減の93.5パーセントでございます。

それから7項1目都市計画税でございますが、収入済額、前年度比230万円減の1億3,547万円ほどでございます。不納欠損額につきましては前年度比42万円増の231万円ほどでございます。収入未済額につきましては前年度比69万円減の5,336万円ということでございます。収納率につきましては前年度比0.2ポイント減の70.9パーセントとなっております。ここまでの7税目における現年課税分の収納率につきましては、前年度同率の97.0パーセントとなりました。また、滞納繰越分の収納率につきましても前年度同率の9.6パーセントということでございます。

それから平成23年度の徴収実績でございますが、市の収納嘱託員、それから東京事務所の職員からお願いをしているわけですが、その合計で5,891万円ということで前年より78万円ではございますが、増額ということで頑張っていただいたというふうなことでございます。それから職員のほうでは4,742万円で、前年度実績では1億542万円ということでここでは5,800万円ほど減額になりましたが、これは平成21年度からコンビニ収納を定着させるためにということで取り組んでおりまして、このコンビニの収納の実績が毎年増加しているということです。21年度は5億3,850万円でしたが、22年度は6億5,726万円、それから23年度につきましては7億4,683万円ということで、ここでだいぶ増えてきている状況でございます。

それから23年度につきましては、市としては初めて動産のインターネット公売、それから不動産の入札による処分等を行いました。今後こういったやり方をさらに技術的に蓄積しまして対象範囲を拡大して収納に努めてまいりたいと思っておりますし、それから新潟県地方税徴収機構との連携によっても成果が上がっておりますので、こちらのほうの継続、それから納税相談をこまめな実施というようなことで努めてまいりたいと思います。以上で1款の市税に対

する説明を終わります。

○総務部長 21ページ、22ページをお願いいたします。2款の地方譲与税1項からご説明を申し上げます。1目の地方揮発油譲与税では決算額9,989万円ほどでございますが、地方揮発油譲与税法で市道の延長と面積による按分され譲与されるものでございます。

2項自動車重量譲与税は収入されたもののうち3分の1を市道面積と延長により按分・譲与されるものでございますが、2億5,925万円ほどの決算であり、昨年度に比べて71万円ほどの減でございます。

3項地方道路譲与税は443円ほどでございますが、21年度からの一般財源化に伴いまして揮発油譲与税に改められまして、改正以前の譲与の分でございます。

3款1項1目利子割交付金でございますが、利子課税の5パーセント相当が県税として徴収されますが、その大部分が個人県民税の収入割合で、市町村に交付されるものでございます。前年度比359万円ほどの減で1,964万円ほどでございます。

23、24ページをお願いいたします。4款1項1目配当割交付金は配当課税の5パーセントが同じく県税として収入をされ交付されるものでございますが、前年度に比べ20万円ほどの増で848万円の決算でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金はこれも同じく県税として収入されますが、前年度に比べ67万円減の206万円ほどでございます。

6款地方消費税交付金でございますが、地方分の2分の1が人口と従業者割合で交付されますが、決算額で5億9,780万円ほどで、前年度より917万円余りの減額でございます。

7款1項1目自動車取得税交付金はハイブリッド、電気自動車などの特例減税も関係ありまして、前年度に比し878万円ほどの減で7,744万円ほどでございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。8款の地方特例交付金では備考上段の減収補填特例交付金では住宅ローン控除による減収分、自動車取得税の税率軽減措置分で4,821万円ほどございまして、下段は児童手当拡充による地方負担分の対応、子ども手当の特例交付金3,953万円ほどであります。決算額は8,775万円ほどであり、1,906万円ほどの減でございます。

9款地方交付税であります。備考欄にありますように普通交付税で97億2,123万6,000円、特別交付税で14億7,175万1,000円、新設の震災復興特別交付税1,019万3,000円、合計で112億318万円ほどであり、前年度に比べ4億1,889万円ほどの増でございます。

10款交通反則金を元にします交通安全対策特別交付金では前年度に比べ62万円ほどの減で899万円ほどの収入でございます。

11款分担金及び負担金でございますが、1項の分担金1目の備考欄、林道整備事業分負担金は前年度に比べ7,700万円ほどの増。

27ページ、28ページをお願いします。2目の土木分担金は分担金条例改正によりまして1,826万円ほどの減で2,791万円余りとなりました。2項の負担金でございますが、1

目の民生費負担金では保育園入園費負担金増などによりまして5億1,031万円余りでございます。不納欠損額につきましては保育園の入園費負担金の時効によるものでございますし、収入未済額2,725万円ほどにつきましては保育園の入園負担金が主でございます。2目教育費負担金はほぼ前年同額でございます。

29、30ページをお願いいたします。12款使用料及び手数料でございますが、1項の使用料の部分ではほぼ前年並みでございますが、3目の労働使用料では職業訓練共同施設使用料56万円余りが皆増でございますし、4目商工使用料では169万円余りでありますが、直江兼続公伝世館の使用料が104万円ほど減でございます。5目土木使用料では9,828万円余りの収入でございますが、主なものは31、32ページをお願いいたします。4節住宅使用料でございます。収入未済額1,458万円余りが発生をしておりますが、主として住宅使用料でございます。6目教育使用料は前年より809万円ほどの減でございますが、1,450万円ほどの収入でございます。主に教員住宅使用料でございますが、当該年度から幼稚園保育料1,017万円ほどが皆減になっております。

2項の手数料でございます。1目総務手数料、次の33、34ページでございますが、2目の民生費手数料はそれぞれ前年度とほぼ同じでございますが、3目の衛生手数料でし尿汲取手数料の減、可燃ごみ処理手数料の減がありまして、前年度に比べ4,205万円ほどの減の2億7,717万円余りの収入でございます。ここでは69万円余りの収入未済額が発生しておりますし、不納欠損として2万8,800円の処理が行われております。4目、農林水産業手数料では前年とほぼ同額の収入でございます。

35、36をお願いいたします。5目の土木手数料69万円ほどでは21万円余りの増でございますが、開発行為の許可申請手数料の増によるものであります。6目危険物施設検査手数料の部分で26万円ほどの減で86万円余りの歳入でございます。7目の教育手数料は県からの移譲事務であります美術刀剣類製作承認手数料4件分でございます。

13款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金では16億6,787万円ほどでありまして、前年度に比べて1億3,927万円ほどの増であります。1節の社会福祉費国庫負担金で4行目の障害者自立支援給付金の部分が7,455万円余りの増でありますし、2節の児童福祉費国庫負担金では最下段の子ども手当国庫負担金1億895万円ほどが主な要因でございます。

次の37、38ページをお願いいたします。4目災害復旧費国庫負担金では備考欄記載のように、1億3,729万円余りの皆増で、5億1,315万円ほどが収入未済であります。5目の消防費の部分も382万円ほど皆増をしております。

2項の国庫補助金でございますが、1目民生費国庫補助金1,425万円ほどの減で5,431万円ほどでございます。それぞれ備考欄記載の部分の出入りの関係が主たる減少要因でございます。2目衛生費国庫補助金4,036万円余りの減で、552万円でございますが、循環型社会形成推進交付金4,224万円ほどが皆減となったことが主体でございます。

39、40ページをお願いいたします。3目の土木費国庫補助金では前年に比べ6,652万

円ほど増の6億6,698万円ほどでありまして、社会資本整備総合交付金を主体としているものでございます。ここでは7,945万円ほどの繰越明許とさせていただいております。4目消防費国庫補助金では29万円余りではありますが、ハザードマップに係る部分でございます。5目教育費国庫補助金1億8,235万円余りであり、前年度に比べ3億2,310万円ほどの減であります。これは1節の小学校の部分で学校の補強工事などで3億8,010万円ほどの減少、2節の中学校費では1億252万円ほどの増加でございます。

次ページの41、42ページをお願いいたします。六日町中学校地震補強工事に係る部分1億220万円ほどでございます。収入未済額はこの事業に係るものでございます。次の6目、7目、8目はそれぞれ皆増でございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。3項委託金ではありますが、この部分は大きな変動はございません。ほぼ前年度並みでございます。

14款、県支出金でございますが、1項の県負担金、1目民生費県負担金では7億7,384万円余りの決算額でございますが、2億856万円ほど増えております。これは1節の社会福祉費では備考欄下から3つ目の障害者自立支援給付費の部分で3,475万円ほどを主因として3,855万円ほど。

次の45、46をお願いいたします。3目の災害救助費で1億6,628万円余りが増加ということでございます。2項の県補助金でございますが、1目の総務費の部分では昨年に比べ、1億1,985万円ほどの増、1億8,623万円ほどでございますが、新潟県市町村合併特別交付金の増、それから南魚沼地域プロジェクト事業県補助金の皆増が主たる要因でございます。

47、48ページをお願いいたします。2目民生費の部分では1節社会福祉費が1億7,505万円ほどございまして、前年度に比べ2億2,915万円ほど減っておりますが、備考欄の中ほどの下、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の減が主な要因でございます。2節児童福祉費の部分では、8,998万円ほど増の1億8,337万円ほどでございますが、下から2行目、安心こども基金事業の増が主体でございます。

3目衛生費の部分では2,714万円ほどの減少の8,394万円ほどでございますが、すみません49、50をお願いいたします。1節の備考欄下から3行目、地域医療再生基金事業の皆増、それからその下のHPVワクチン等接種事業の増、感染症予防費に係る補助金の皆増がそれぞれ増えておりますが、前年度、浦佐こども園に充当したグリーンニューディール基金4,000万円の皆減の結果でございます。

4目労働費の部分では2,811万円ほどの減の1億8,763万円ほどでございますが、雇用創出の部分での減少によるものでございます。5目農林水産業費の部分でございますが、前年度に比べ5億4,630万円ほどの増であり、8億9,266万円ほどでございます。1節の農業費では3行目の戸別所得補償制度取組円滑化事業補助金が皆増、中ほど下、地籍調査事業のところでは1,728万円ほどの減、最下段新潟米ブランド力強化対策事業費で2,217万円余り減。

51、52でお願いします。ここでは繰越明許分を除いて全て皆増で、農業費全体では2,4

55万円ほどの減少でございます。2節林業費の部分では、2,258万円ほどの減の1億5,272万円ほどでございますが、森林整備加速化の部分要因でございます。3節農林災害の部分では5億9,580万円余りで豪雨災害に係るものでございます。

53、54ページをお願いいたします。6目、商工費の部分では戦国シンポジウム以下3つが皆増であります。7目土木費では1,404万円ほどでございますが、3節の河川費の皆増によるところが主因でございます。8目の教育費の部分ですが、ほぼ前年と同額でございます。10目災害復旧費では災害被災者生活再建支援事業に係る皆増でございます。

55、56ページをお願いいたします。3項委託金でございますが、1目総務費関係では1億233万円ほどの決算でございますが、3節の選挙費、4節の統計調査費の減を主因として6,490万円ほどの減額となっております。2目民生費、3目の衛生費の部分、4目の農林水産業費、恐れ入りますが次の57、58ページ、5目土木費、6目教育費までの部分については特別申し上げる部分はありません。4項県貸付金でございますが、7,500万円の決算ですが、地方産業育成資金の貸付金として前年度比2,900万円の減でございます。

59、60ページをお願いいたします。15款財産収入の1項1目財産収入でございますが、5,676万円ほどでございます。土地では県営住宅、ハローワークなど、建物では塩沢庁舎のヤマト運輸さんなどでございます。3節施設貸付収入は光ケーブルIRU契約の基本料の部分でございます。2目の利子及び配当金では1,945万円ほどの増の3,289万円余りでございます。これは2節の国債等売却差益の部分で1,263万円ほどの増を主体としております。

61、62ページをお願いいたします。2項の財産売却収入であります。1目の不動産売却収入では2,170万円ほどでございます。土地につきましては塩沢地内の長寿会館跡地などでございます。

16款寄附金でございます。1目一般寄附金では前年度に比べ1,690万円余り増で2,405万円ほどちょうどいたしました。一般寄附金では2,379万円ほどで、ふるさと納税で26万円余りということになっておりますし、指定寄附金で602万円ほどちょうどをいたしております。

17款繰入金であります。1項は特別会計の繰入金でありまして、次の63、64ページにわたりますが、それぞれの目で中ほどの計で1,314万円ほど前年度精算分として繰り入れたものでございます。2項の基金繰入金では、1目の国際交流文化スポーツ基金をはじめ、2目、3目それから65、66ページでございますが、それぞれの基金についての繰入金でございます。合計は8億889万円ほどでございます。

18款繰越金でございますが、1節で前年度純繰越金を、次のページの67、68、2節で繰越事業充当分ということで合計8億348万円ほどを収入としております。

19款諸収入であります。1項延滞金、加算金及び過料の1目延滞金は、前年度より205万円ほど増の1,551万円余り。2項の預金利子は譲渡性預金等の利子で88万円ほどでございます。3項貸付金収入は1目の障がい者住宅整備資金貸付金元利収入から次の69、70ページですが、2目から6目、それからもう一つ次の71、72上段の7目、8目までござ

いますが、それぞれ貸付金に対する元利収入でございます。4目受託収入であります、ここでは増減はありますが特別申し上げる部分はありません。

73、74ページでございます。5目広域行政受託収入では、1節の湯沢さんからの受託分が斎場業務の部分、可燃ごみと不燃ごみ処理業務の部分が減少で1億3,923万円ほどの減額ということになっておりますし、75、76をお願いいたします。2節の湯沢さん以外の部分で出入りがありまして、153万円ほどの減ということになっております。受託収入合計では1億3,285万円ほどの減で8億283万円余りになりました。5項の雑入でございますが、それぞれ備考欄に記載をされておりますので、次の77、78、それから79、80、81、82、83、84、85、86につきましては割愛をさせていただきます。

20款1項市債では1目合併特例債で25億3,160万円をはじめといたしまして、2目の総務債から次のページ87、88ページでございますが、7目消防債まで48億9,400万円の起債による収入でございます。

以上から歳入総額350億2,836万613円。不納欠損額6,260万3,489円。収入未済額54億6,716万6,917円となったものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は2時45分といたします。

(午後2時25分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後2時45分)

○議 長 歳入に対する質疑を行います。質疑をする際は質疑か所のページ数を言ってから発言をお願いいたします。

○佐藤 剛君 何点かではちょっと、早くて聞き漏らしたところがあるかもしれませんので、よろしくお願ひします。まず、48ページですけれども、真ん中辺に生活保護受給者向け就労支援事業補助金というのがありますが、これは多分予算のときの説明だと市とハローワークで相談員を設置してというような、多分そんなことだと思ったのですけれども、その状況と申しますか実績と申しますか、それはどんなことになっているのかというのをちょっと聞かせていただきたい。

次が76ページです。去年かおとしにちょっと聞いたのですけれども、雑入の総務の雑入なのですが、総合福祉センターの示談金の件なのですけれども、多分去年かおとし聞いたときには、残っているのだけれども裁判所の結果待ちだというような話になっていたのです。それでも入っていればそれはそれでいいのですが、それにしても残っているのであれば、この収入未済額のところに出てきてもいいのかなと思うのです。8万5,000円になっているのですけれども、私の記憶だと320万円くらいは残っているのかなというような気がするのです。この辺、ちょっと勘違いがあるかもしれませんが、説明をお願いしたいと思います。

78ページですけれども、今度は雑入の民生のところ収入未済額が687万円くらい多くな額があるのですが、去年の決算のときの説明から察すると、生保の63条返還金か、高齢者

等要援護住宅の除雪の関係、実費徴収金か、その辺だと思えるのですけれどもそれらかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

もうちょっと80ページもあるのですけれども、今のところと関連しまして中ほどに、初日だったかに10番議員がちょっと説明しました生活保護費の不正受給の話がありました。1件あるという話で、ここに生保78条費用徴収金というのが37万円くらいあるのですけれども、これが多分そういうのかなというような気もするのですがその確認と、不正受給を受けた額がこれで全部なのか、それともこれが一部なのか、その辺もお聞きしたいと思います。

その上のほうに今度は先ほどちょっと話が出ました生保63条返還金の滞納繰越分がありますけれども、これは先ほどの78条と違って今度は不正ということではなくて、多分資力があっても何らかの理由でとりあえず生保になって受給を受けた。そしてまた今度はその資金が入るようになったので、返還金というようなそういうのだとは思えるのですけれども、その説明とそれが何人くらいいるのか。これは毎年出てきますけれども、総額でどのくらい残っているのかということをお聞きしたいです。

生保関係ですので、とりあえず資金があって生保を受けた。そして資金が入ったとしても、可能性としてはまた生保状態になる可能性も多分こういう方はあると思えるのですけれども、こういう人こそ不納欠損というのが出てきてもおかしくないかなという気もするのですが、その辺の関係もちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

すみません、もう1点だけ。そのもうちょっと下のほうに高齢者等要援護住宅除雪援助事業実費徴収金というのがあります。これも滞納繰越分ということで毎年入ってきてはいるのです。高齢者の住宅の除雪援助の関係は、例えば年6回以内で合計24時間以内のその援助のことだと思えるのですけれども、その実費徴収金の滞納というのがちょっと意味がよくわからないのです。この意味といいますか、この制度の中で実費徴収金の滞納が生じるというところが私にはちょっと理解できないのですがそこをちょっと。こちらに聞いているので、説明をお願いします。

○総務部長 ご指摘の福祉センターの部分につきましては、ちょっと手元に資料を持ってきておりませんが、200万円から300万円確かまだあります。まだ管財人の方での処分がついておりませんので、まだとてもここで不納欠損をさせていただくということにはなりません。本来はここに載せておくべきだったのだらうと思いますが、まだ今のところ結論が出ていないということで留保させていただいているということでございます。以上でございます。

○福祉保健部長 ちょっと数が多かったのが前後するかもしれませんが、最初の生活保護の補助金との関係です。これは臨時職員の賃金に対する補助金で、その成果についてはちょっとこれから調べてまた連絡したいと思えます。

それから70、雑入の関係ですが、援護住宅のその滞繰ですけれども、自己負担は400円。市のほうで委託して払うわけですけれども、本人から自己負担時間当たり400円もらいます。この分が滞納になったということで、確か1名の方で今年多分歳入になっているのではないかと思えるのですが、そう毎年これは出ていないかと思えます。

それから63条の関係ですが、これが滞繰のほうの関係です。先ほど滞繰については63条と78条の関係がほとんどです。金額的には生保の63条のほうが693万円くらいです。それから78条のほうが94万円くらい、収入未済額のほうです。それから隣の不納欠損のほうはこれは63条の滞繰2件分です。63条のほうの現在の内容ですが、返還金につきましては対象者9人、年金遡及5人、生保解約2人、交通事故解決1人、介護保険住宅の改修費のほうから1人ということで。先ほどこういう方について滞繰でしたかが生じるのがおかしいのではないかという・・・滞繰ではなくて何かが。こういう方は先に受給していて、例えば年金が遡及でもって返ってくると。適用できる分は全部充当します。ただし、残額が当然それでなければ、充当で足りなければまた生保状態が続きますし、残額が出てそれが約6か月分くらいの生活費にあたるようなときは一旦生保を解除します。

それから63条の返還金で滞繰の方は先ほど言いました調定額が600万円以上あるのですが、対象者が10人でそのうちの2人からの返還金でございます。

それから78条のほうですが、こちらは不正受給ということですが、今現在不正受給している人、1人と——今現在不正受給している人は私どもの調査の中ではないというふうに。ただし、過去に例えば収入を過少申告していて78条の返還を求めていますけれども、結局保護費の中でまた返すような形になりますので、ちょっと小分けして返してもらっているとか、そういったような状態です。以上です。

○佐藤 剛君　どこからいこうか。76ページの示談金の話が先に出ました。まだはっきりしないので不納欠損に乘せられないという話だったのですけれども、私が言っているのは、まだそれが収まっていないのだったら収入未済額のほうに出てきていいのかなと思ったので聞いたのです。そのところにもし補足説明があるようだったらお願いをしたいというふうに思います。

最初聞いた就労支援の事業補助金のところはわかりましたのでそれはそれで結構です。

さっき言いました78ページの収入未済額が多いというところ、私のちょっと勘違いもありまして、生保63条関係のものもあるのだけれども、そのほかに私は高齢者要援護住宅のそれが去年の説明から含まれているのかなと。高額に含まれていると、ではさっき言った高齢者の援助の住宅の除雪というところにこれが含まれているとすると、こういうふうにいっぱい生じるのがちょっとわからないなということで聞いたので、ちょっと私の勘違いがありましたのでこれはこれでいいです。

それでもうちょっと、63条と78条のことを聞きますけれども、では78条のほうは今現在はいないと。そして過去、この間10番議員のとき過去1名いたというのがこの方で、総額で94万円くらいで、今回この37万円くらいですか納まったということでいいのですよね。

あと63条のほうですけれども、資力があっても何らかの形で生保を受けたと。そしてその後また返還になったということですからけれども、状況を聞きましたら693万円くらいそういう形で残っているのがあるという話なのです。その後のシステムのことを若干お聞きしましたのでわかりましたけれども、そういう方というのは例えば土地があるのだけれども、それが売れ

ないでとりあえず生保になって売れたと。そして生保が元に戻って、その分をでは返納してくださいということになる。そういう方というのはまたちょっと生保に戻ってしまう可能性もあるので、そういう人はもうちょっと不納欠損額が出てきてもいいのかなというふうに思ったのです。けれども、今の説明だと、少しずつそういう不納欠損で処分はしているということですよ。そういう事例というのがあるのか。そういうまた生保になって、結局不納欠損みたいにならざるを得ない。そういう事例があるのかというのをちょっともう1回聞いてみたいと思います。

○福祉保健部長 例えは年金の遡及ですと一括で入ってきます。100万円、200万円と。それを過去に充当しますので、その分についての不納欠損というのは生じることは少ないのです。ただし、その人が、今後あった場合は必ず申告してくれということでもやりますけれども、隠れて使ってしまうと。だけれども働いていないから収入がないと、そうなるが残ってしまって、それが余りに多額になればどこかの時点で、例えばその方は高齢で今後ちょっと職に就ける見込みがないとか、そういったものは勘案して当然不納欠損を図っていきます。今残しているものというのは可能性があるものと、中には本当に事例としては先に金融機関に行っておろしてしまって、使いこんだという言い方は変ですけれども、約束を反故にして使った方もいないことはないです。

○総務部長 議員ご指摘のとおりでございます、流れは先ほど私が申し上げたとおりなのですが、当然調定を適正に行うべきだったということでございます。本当に申し訳ありませんでしたが、24年度においてきちんと処理をしたいと思っております。以上です。

○牧野 晶君 17ページの固定資産税ですけれども、税務課はいますね。ちょっと税務課さんと一時期、住宅軽減についてちょっといろいろ議論したことがあるわけですけれども、その中で1つ事務的なもので問題があったわけですけれども、それをほかにもミスがなかったかどうかというのをちょっと聞いていたことがあったのです。要は見直ししたかどうかについてちょっと聞いてみたいなという思いがあります。

あとそれと32ページ、28ページ、17ページとか、具体的に言えば32ページの市営住宅駐車場の滞納ですけれども、これは建物、住んでいるところではなくて駐車場のわけですよ。駐車料金、パーキングを滞納されるということは、ちょっとくらい厳しくやっても、要は住宅の場合は市営住宅を云々しても住宅でちょっと問題あるわけですよ。例えばお金を払えないのだったらもうパーキングは使えませんよということで、例えば交通違反を道路とかでやると、場所によってはロックとかする人もいるわけですよ。約束してくれない方とかにはそういうふうにしてお金を払ってくださいよとしていくのも1つではないのかなという思いがあるのです。

今、例えば保育料とかの滞納はなかなかお国のほうの精算するに当たって厳しい点がありますけれども、そういうふうなところで厳しくできるところは厳しくしていくのも1つの対応ではないのかなと思います。全般的に市のほうで滞納処理について厳しくやれる、持っているのに払えない人に対してはやはり厳しくしていくべきというふうな思いがありますし、あと相談に

のって、手を差し伸べなければという方にはやさしくしていると思うのですが、そのところの説明をちょっといただきたい。

あと、下水道をつないでいる、つないでいないというのが市の職員であったわけですが、多分誰もいないと思いますが、いないという答えが返ってくるとわかっていますが、あえて聞いてみたいのですけれども、例えば税金とか給食費とか保育料を市の人で滞納している方はいないとすぐ返ってくると思うのです。一応念のため聞いておきたいのですが、よろしくお願いします。

○税務課長 では固定資産税の件ですが、昔店舗のところですね、店舗を廃業してそしてそこに移り住んだと。それは当然固定資産税の小規模住宅特例という話だったかと思うのですが、今その辺のミスというか、連絡等、申告等の漏れでさかのぼってするようになったのですが、リストアップして今調査中でありまして。よろしくお願いします。

○総務部長 全般の職員にわたることでありまして、私のほうでご答弁申し上げますが、所管部長さんにお聞きしたり、私も聞いている範囲では職員が——おっしゃったような滞納はないというふうに認識をしております。以上でございます。

○都市計画課長 住宅の駐車場の件ですが、人数的には一応少ない人数なのですが、駐車場を一旦許可をして、家賃といいますか住まいのほうと一体になっているわけです。その駐車場だけ使えないよとなるとまた置く場所がなくて、場合によっては路上駐車ですとか違法駐車といいますか、苦情の元になるというようなこともございます。一応家賃と同じように、大体家賃の滞納をされている方が駐車場もという形になるものですから、誓約を取ったり、面談をして納めていただくようにということで、違法駐車にならないように逆にまたそちらのほうも気を使っているという実態でございます。

○牧野 晶君 税務課のほうはわかりましたけれども、しっかりと早めにやるべきではないのかなというふうな思いです。

駐車場ですが、それこそ住み家と車が、こちらのほうは都会と違うからセットになっているという考えは考えでわかるのですが、それでもやはりここは多分厳しくいけるのではないかなと。住むところは住むところでいろいろな法律の中で入っている方もいたりもしますが、でも駐車場は後から条例も作ったりもしたわけですね、そうですね。駐車場の料金を取るための条例も作ったりもしたそのところもあるので、私はしっかりとやれば話合いの中でちゃんと契約をしてやっているわけだし、厳しくいけるところはいけるのではないのかなというふうな思いがあります。一生懸命いろいろな事例を見て頑張って滞納が——滞納というものはちょっとはあるものですが、なるべくなくなるように、そしてそれがほかのことにも波及していくように、ほかの保育料とかにも市のほうはやるときはやるんだぞというふうになっていくようになれば、またひとつの抑止力になっていくと思いますので、頑張ってやっていただければと思います。

○都市計画課長 ご指摘のとおり滞納が増えていいわけではありませぬので、ご指摘のとおり、厳しくといいますか、適切に縮減されるように仕事を進めていきたいと思っております。

以上です。

○福祉保健部長　先ほどの佐藤議員のちょっと答弁漏れの部分で、福祉から就労支援の関係ですが、面談数が20名、これは稼働年齢あるいは病状とかそういうものを勘案しまして、まだお宅は働けますよという人たちを20名ほど面談しまして、登録した人が15名、就職なさった方が8件、安定所の紹介がこの中で内数で5件です。途中で打ち切った方が1件というような状況です。

○寺口友彦君　2点ほどお伺いいたします。18ページの法人市民税の部分なのですが、好調であって当初予算よりも8,000万円ほど税収が増えたという部分なのですが、確か当初予算では1,180社を予定していたわけなのですが、その中でどの業種といいますか、好調だったという部分が出ていれば教えていただきたい。

もう一つその下の固定資産税の滞納部分なのですが、滞納していらっしゃる方々が1,646人くらいいらっしゃって、そのうち高額ということで500万円以上が30人くらいいたと思うのです。それは今回不納欠損で182名出ていますけれども、この人数的な動きはどうかのちよっと教えていただきたい。

○税務課長　まず、法人市民税の1,280社。23年度が2,112社ということで、納税義務者数も若干増えております。あと固定資産税の滞納でありますけれども、すみません、では後でお答えいたします。

○市民生活部長　全体の業者の好調とかという部分でございますが、南魚沼市の場合は上位50社がその納税部分の大体8割くらいを納めております。その50社の内容を見ますと、業者が偏っているということではなくて、広く業者が散乱してうまく構成されておまして、門前町といいますか、自動車会社で持っているとかそういった地域とは全く違って広い部分での業者がありますから、直接この業者がこうだという影響を受けないというふうなことで喜んでいるところでございます。ここでこの業者が好調だったというデータはちょっとありませんが、そういった市全体としてはそういう状況だということでご理解いただきたいと思います。

○岩野 松君　市民税のその何ていうのでしょうか。私、今さっと見ていまして、予算額があって調定額が出て、そして収入済額が出て収入未済額が出ています。不納欠損は別物としても、その相関関係を見ますと、収入未済額を抜いても大概予算額より多くなる収入済額になっているのかなという気がします。調定額も法に基づいてももちろん調定して皆さんに請求という税金を出しているのだらうと思いますけれども、そういう相関関係というのはどういうものかお聞きしたいと思ったのですが。

○市民生活部長　私ども予算で組んだ金額が入らないということになると、事業はもう既にそれを見込んで執行している中で行き止まってしまうわけです。最低限その見込んだ部分についてはどうしても収納しなくてはいけないということで、予算の段階ではかなり厳しく見るといふふうなことでございます。結果的には当然それを上回って収入されるというふうなことになりますので、予算より調定額が多くなって、調定額になるとその中に未済額も含まれますので実際収入額より少なくなりますけれども、最終的に収まる部分というのは当初予算額より多くなら

ないと全体の予算が賄ないという状況だということでございます。

○岩野 松君 全く常識的なことなのですけれども、例えば収入未済額は、多分ずっと動向を見てどれくらいかというのは見るのだろうと思うのですけれども、それが思ったよりも少なくなった場合は、非常にではその市の財政状況は良くなるというふうに考えられます。それは大概見込みは見込みどおりだろうと私は思いますけれども、そういうこともあり得るというふうに考えられるし、過去にあったのではないかと思います。変な質問ですけれども、そこら辺の考え——変な質問だと思っているのですよ、自分でも。ただ、考え方として非常に、私は税金が上がるのが困るからそう言っているのですけれども、だから未済額を余りいっぱい予測されてほしくないなという思いがあるのでお聞きしたのですが、そこら辺もう1回お伺いします。

○市民生活部長 当初予算を組む段階で収納予定率、収納率の予定率というのを勘案して組むわけですので、その見込みを間違ってしまうと歳入が不足してしまうということです。場合によって年度途中でそういったことを見込まれる場合は、皆さんにお願いして補正予算として減額補正、逆に多く入る見込みが立てば増額補正というふうなことでやっているわけでございます。

あとは交付税との絡みがございまして、目的税の場合はもうそれが入らないとそのまま欠損になってまいりますけれども、減額になってしましますが、他の税目については交付税との絡みがありますのでストレートには減額にならないと、こういうことでございます。

○岡村雅夫君 市税がなかなか法人以外はなかなか大変だということ。それから32ページですか、市営住宅等の滞納。それから28ページですね、28ページの児童福祉費の負担金の中で収入未済額というのがすごく多いのですね。そういった状況というのは、かなり深刻に私は受け止めるべきではないかなというふうに思うのですが、改善の余地があると見ているのかどうかひとつお聞きします。

ちょっと翻ってみますと、そういった市税が、収入が若干目標に達しなかったとしても、交付金等であるいは臨財債等で補填されるわけですよ。そうすると市自体の財政的にはそう苦しみを感じていないというふうに思うのです。ですから、本当に市民がこの滞納の繰越、滞納を繰り返してやっっていなければならない人たちへ、余り意を注がないで繰越、繰越で行っているような感じに私は思うのです。実状からしてみると私は——そういう人たちは不納欠損というのものもあるわけですけれども、私は保育料、それを基準に従って勘案した形で徴収しているのだというのも努力されているのもわかっての話をしているつもりなのですけれども、やはりそういう点をもう少しリアルにしてはどうかと。

この間も一般質問で言いましたけれども、やはりあるそれぞれの階層、非課税世帯あるいは若干課税世帯で家族数等を見て本当に市民がやっっていけるのかどうかというあたりをモデル的にやってみていますか、それをひとつ知りたいのです。そうすることによってその苦しさというか、住みづらさとかそういうのがわかると思うのです。徴収ばかりではなくて基本的な水道でもそうです。大体平均水道というのは幾ら使うとかわかると思うのですが、そういう点でモ

デル的にやはりちょっと精査してみないと、この部分というのは改善されていかないというふうに思いますが、いかが考えておられますか。

○市民生活部長 では私のほうで市税のほうの今の流れといいますか、どういう状況かというものをもう1回説明させていただきたいと思います。20年度から21年度にかけての落ち込みが2億7,800万円ございました。それから22年から21年にかけての落ち込みが1億7,200万円ということで、ここで1億円くらい減少の額が縮まっているということで、それから22から23については1,200万円ということでだいぶラインのカーブが緩くなってきているというふうな状況でございます。

それから今年、24年度の8月末現在の収納の状況をここに私持っているのですがこれで見ますと、23年度8月末の調定と比べて個人の市民税が8.2パーセント増、それから法人市民税が18.9パーセント増、それから固定資産税は5.2パーセントのマイナス、軽自動車税が0.2パーセントのマイナス、それから市のたばこ税が1パーセントのプラス、それから入湯税が32.4パーセントのプラス。それから都市計画税につきましては53.4パーセントのマイナス、これは税率が下がった関係でございます。それをしますと調定額で去年より7,000万円くらい低い程度になってきていますので、このので見るとだいぶある程度方向的に良くなってきているのではないかと、もう少しちょっと様子を見ないといけません、そういう形で今後に期待したいというふうに思っているところでございます。

○総務部長 多課にわたるようでございますので、若干ご説明を申し上げます。ただ、市は交付税が入るから苦しくないだろうという、そういう議論は私はないのではないかとというふうに思います。それから住宅にしろ、保育料それから給食費等があるわけでございますが、これはいずれも税金と違いまして特定な方に対するサービスなわけですから、当然その対価をいただくというのが前提だと思います。それを決めるには手数料でございますので、当然条例で単価は幾らということの議決をいただいているわけでありまして、あくまでこれは払っていただけるものだというのが前提だろうと思います。

滞納というのはその後の家庭の事情、それから今ですとリストラにあったとかということになるわけですので、そこから先の問題と議員おっしゃるその前の問題とは、私は違うのだろうと思います。ですので、滞納が発生したときには私どものほうの税務課なりあるいは所管課で相談をいただいて、5年間の公租といいますか、公の部分で言うと5年間ですが、5年間の時効が発生しないように、ご相談をしながら納入をしていっていただくということにやはり尽きるのではないかと思います。というのは、やはりそれでないと、それをされている方とされていない方の公平公正というのは保たれないのだろうというふうに思っております。以上でございます。

モデルを立ててやっているということは、私は聞いたことがございませんので、市の中でないのだろうというふうに認識をしております。以上です。

○岡村雅夫君 私は自分の従業員の給料を払っているのはわかります。そしてほかにどれだけの収入、米があるとか何があるとか、あるいは共稼ぎとか、そういう人はその割りにわかる

のですけれども、子育て中のまあまあ当時私の弟子というか、まあ、給料を払っているから社員ですよ。住み込みでも何でもなし、それこそ住宅に入ってそうしている人たちに住宅費は幾らだと。若干試算したことがあったのです。そしてその中で子ども2人、車を2台持つと、生活費はどこから出ているのだろうかというような気が私はしたことがある。

なかなか所得というのはつかめない部分があるかと思うのですけれども、まあまあ皆さん方はそれなりに1つのモデルとしてやる。公表するとかそういう問題ではなくてモデルとしてこの世帯はどの程度基本的な生活にかかっているのだろうかとか、あるいはどれだけゆとりがあるのだろうかというあたりはやはり試算はしてみる価値があるなというふうな。それは条例に従ってとか、率によってとか、あるいはよその自治体と比べてとかという言い訳は幾らでもわかります。わかりますが、本来その条例どおりに徴収しているものが、どういう世帯に難儀なんだろうと。これくらいになると何とかなるんだとか、あるいはこういうまあまあ要するに三世代の家庭とか世帯とか、そういう何かがあると非常にああ、若者は大変なのだとか、ということがわかるのではないかなということで試算をしてはいかがかと、こういうことなのです。

そんなことは知らない、ちゃんと軽減措置もあるのだし、こういう人は保育料がただの人もいるのだしとか、いろいろあろうかと思えますけれども、若干の税金を納めるくらい働いている人が非常に大変なのではないかなというような気が、今大体20万円止まりそこそこの給料で生活しているという方々も多分多いのではないかなというふうに思っています。それが若干共稼ぎ等で扶養が外れて、あるいはということになって課税世帯になって、それなりに保育料も上がった、あるいは国保も上がったというようなことになると、大変だという感じが私はしたもので、そういったのを内々にひとつやってみたらどうかなという意見ですが。

○総務部長 ととも個々の納税者の方、あるいは住宅の方を皆さんやるということには当然できませんけれども、それをやるのが相談だと思のです。滞納が発生をして、うちの担当とお会いして、そこでそれではまあ込み入った話ですけれども、給料がどのくらいで、家賃をどのくらい払わなければならないで水道料のほうに回らないのですか、回るのですかというご相談をするわけですから、その一つ一つのモデルを作ってこうということではなくて、ご相談の中でやっていけばいいものではないかというふうに考えております。以上です。

○中沢俊一君 滞納のその徴収システムについて伺いますが、ちょっと広域化した中で県のその収納システム、そのノウハウを組み込んだ中で徴収が始まっていると思います。実態とそれからそういうスタッフの交代といいますか、そういうことが行われているのかどうか。また、どういう形で県内外との徴収方法の何ていいますか、情報交換というかそれがなされているかちょっと聞かせてください。

○市民生活部長 新潟県徴収機構の関係でございますが、これは21年度から始めさせていただいて今年3年経ったということです。その総括をした結果はまた24年度以降も3年間やっというふうなことで、最終的に権限を持たせた特別組織を作るべきかどうかということでの判断はこの3年間の中でしていくというふうなことになるかと思います。今の段階はこの

魚沼3地域の職員、湯沢・南魚沼市・魚沼市、それから津南町・十日町市ということでそれぞれ職員が出まして、あと県のほうから職員が3人ということで全部で8人で組織してやっているわけでございます。

こちらの方をお願いする物件としましては、各市町村でどうしようもない、これ以上手当ができないというそういう徴収困難な事例についてお願いをしまして、23年度の場合はそれをお願いした、南魚沼市から機構のほうをお願いした額が9,808万円ほどでございました。そのうちお金として収納していただいたのが2,347万円ということで、率にすると23パーセント徴収していただいたというふうなことです。その他に納税誓約だとか差押えとかが、2,400万円ほどありますので、これらを合わせますと半分以上が何らかのアクションがあったということで、これは大きな成果だというふうに思っているところでございます。

これは県の職員からのいろいろな技術的なアドバイスもありますし、県内にこの徴収機構はそれぞれのエリアで組織しておりまして、年に何回かそこで情報交換の場がありますので、市の職員もそこで他の事例等を研究しながらということで、今年市では2人の職員が代わる代わるに機構のほうへ出向いて、情報を共有しながらまた税務課のほうへ持ち帰って課全体のほうの技術力に生かしているということです。今まで行っていた方も2人残っていますので、そういった人材をどんどん増やすことによって、納税技術が上がっていくものだというふうなことで大きな期待を寄せているところでございます。

○議 長 歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって歳入に対する質疑を終わります。

○議 長 歳出の審議に入ります。歳出の審議は各款ごとに行います。なお、これからの一般会計決算認定の審議に直接関係しない各部課長等は平常業務に就いていただいて結構でございます。

歳出、第1款議会費の説明を求めます。

○議事係長 議会費についてご説明いたします。決算書89、90ページをご覧ください。1款1項1目議会費でございます。平成23年度決算額は2億1,555万円でございます。対前年度比約6,610万円、率にして約44パーセントの増となっております。主な要因は議員共済年金廃止に伴う給付費負担金が6,700万円ほど増加したことによります。相対的には平成23年度当初予算に計画いたしました内容で決算となっておりますことを冒頭申し上げます。

最初に備考欄1行目にあります予備費充用額4,000円につきましては昨年11月1日に正副議長及び各委員長の交代により当日に各々2名重複したため、日割り計算の結果4,315円の必要となり、不足額の4,000円を予備費から充用したものであります。

それでは支出目的及び支出内容は前年度平成22年度と同様ですので、見開き右側の90ページ備考欄丸の費目ごとに額相違点を主体にご説明いたします。

最初の丸の議会一般経費625万円でございますが、前年度比較114万円の減となっております。この主な要因として平成22年度は各常任委員会管外調査日数が3日間、議運は2日

間実施したのに対し、平成23年度は常任委員会が2日間で、議運については管外調査を実施しなかったことということによります。このことにより旅費の減108万円が大きな要因となっております。

丸の下の細節につきまして説明いたします。費用弁償につきましては昨年秋に委員会開催を見合わせたこと等により約11万円の減となっております。職員旅費及び議員旅費は先ほど説明したとおりであります。議長交際費につきましては前年度比16万7,000円の減となっておりますが、前年度と同様な支出基準に従いまして執行した結果であります。

消耗品費、前年度議員用ヘルメット購入及び機構改革に伴う議場執行部席の席札の更新などの事情があったため、対前年比5万3,000円の減であります。食糧費は対前年比1万3,000円の減ですが、視察来訪に対応するもので視察来訪者は平成23年度21議会、152名の来訪でありました。対前年度比66議会、44名の増となっております。

印刷製本費16万2,000円の増となっておりますが、市議会だよりの契約単価、それから1ページあたり増となったことにより約16万円ほど増額となっております。

委託料2件は前年度と同内容であります。

2つ目の丸、議員報酬等につきましては決算額2億545万円、前年度比6,723万円、率にして約49パーセントの増となっております。増額の要因としまして平成23年6月1日に地方議員年金制度が廃止されたことにより議員年金受給者への給付に充てている議員共済会給付費負担金の負担率が6月以降、100分の16.5から100分の102.9に変更されたため、6,739万円ほど増加したことによります。

以下の丸の下の細説につきまして説明いたします。議員報酬は9,568万円となり、対前年度比12万円の減となっております。平成22年度途中の12月1日から報酬額を約0.2パーセント減額したことによります。このことにより次の議員期末手当も決算額において2万円ほど減額となっております。議員共済会給付費負担金につきましては先ほど説明をしたとおりであります。議員共済会事務費負担金は前年度と同内容となっております。

3つ目の丸、議会補助負担事業は384万円の決算となり、対前年比1万円の増となっております。増減内容につきましては丸以下負担金別にご説明いたします。新潟県特豪議会協議会負担金1万5,000円及び全国森林環境税議員連盟負担金2万円は前年度と同額であります。

次の政務調査費につきましても312万円は前年度と同額であります。市議会議長会の関係の負担金は対前年比4万9,000円の減額となっております。減額の要因は新潟県市議会議長会の負担金が4万9,000円減となったことによります。以下の一番下の湯沢町と議員協議会負担金につきましては平成23年度から負担金交付を始めたものであります。簡単ですが以上で議会費の歳出説明を終わります。

○議長 議会費に対する質疑を行います。

○岩野 松君 1点だけお聞きします。今の説明の中で視察者が増えたという説明がありましたが、回数というか来られる議会も増えたり、来られる方も増えたということですが、どういう視察が増えたのかと、当市に来られる視察というのは主にどこなのかをお聞かせくだ

さい。

○議事係長 視察の内容でございますが、牧之通りが新しくできたことによってその来訪者が一番増えております。あと認定こども園ができたことによる来訪も増えております。あと来訪者については全国津々浦々からおいでいただいているということで特定な偏りはございませんので、よろしく願いいたします。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1款議会費に対する質疑を終わります。

第2款総務費の説明を求めます。

○総務部長 それでは第2款総務費についてご説明を申し上げます。ページで91、92ページをお願いいたします。決算資料の4から12ページにも記載がございますので、よろしくお願いいたします。なお、事業別組立ということでございますので、主に備考欄の丸でご説明を申し上げます。

1項総務管理費 1目一般管理費では支出済額の欄で前年度に比べ1億2,643万円ほど減額の55億3,526万円ほどの決算であり、6,032万円ほどの不用額でございます。主に職員費が大きな部分を占めるものでございます。備考欄の1行目から4行目それぞれ流用、充用をさせていただいております。備考欄の丸の行政共通経費は前年度に比べ232万円ほど増の7,986万円ほどでございますが、共通する経費についての支出でございます。固定資産評価審査委員会報酬——3名の委員さんですが——に係る報酬。以下はほぼ前年並みでございます。2行目の顧問弁護士報酬それからコピー用紙購入、それからその下の郵送料のところが増えておるところでございます。

93ページ、94ページをお願いいたします。職員費では前年度比1億4,072万円ほど減の53億7,322万円ほどであります。世代交代が進んできているということでだいぶ減額をしているというふうに考えております。産業医でお願いをしております中之島診療所の富永先生への報酬、それから市長をはじめとする一般会計支弁職員669名分の給料手当等のほか、職員研修費などがございます。13名の減員であります、明細につきましては357ページ、358ページに目的別給与明細書が記載をされておりますので、併せて後ほどご覧をいただきたいと思っております。

なお、2款4項の選挙費に関する時間外手当というのが77万円ほどございまして、この今のページではなくて事業費支弁で4項に記載をされております。そこからこの給料、それから総合事務組合、退職手当組合、職員手当、共済費の4つの合計とあと後ろのほうの目的別給与明細とはその部分一致しませんので、よろしく願いをしたいと思います。

次の丸の表彰事業費26万円ほどでございますが、昨年10月3日に実施いたしました市の表彰条例に基づく表彰に係る支出で15件でございます。

95ページ、96ページをお願いいたします。行政区事業費であります、7,608万円余りでございます。大きな部分は中ほど行政区交付金7,342万円ほどであります。先ほど申し

上げましたが、豪雨の関係で各行政区の皆さんがご苦勞をされたということから特別交付金を、概ね1,000万円程度でございますが措置をさせていただいた部分が増額になっております。次の丸は特別職の給与のための報酬審議会の支出でありますし、次の式典事業費は5月3日に開催をいたしました成人式に係る費用でございます。次の丸の防犯対策費でございますが、防犯灯の維持に係る部分でありまして、大きなところは電気料金でございます。一番下の丸につきましてはそれぞれ会員となっている課に対する負担金でございます。

97、98ページをお願いいたします。2目広報公聴費でございます。1,508万円ほどの支出であります。287万円ほどの増額となっておりますが、これはウェブサイト、いわゆるホームページの編集システムを更新したということが主因でございます。主なものは1日と15日に市報2万2,000部程度、生涯学習特集号だの印刷費で999万円ほど、公告費としてFMゆきぐにさんでの放送利用が年間720分、130万円が大きな部分でございます。次の丸の市政モニター事業費ではアンケートをさせていただいたときの謝礼であります。

3目電算対策事業費に移らせていただきます。支出済額3億5,665万円余りで6億410万円ほどの減であります。地域情報基盤整備事業としての光ケーブル敷設事業の完了による減であります。丸の電算情報管理一般経費2,204万円ほどであります。パソコンに係る共通の部分でございます。全体ではほぼ昨年と大きな変化はございません。次の丸、総合行政システム事業費1億241万円ほどでございますが、次の99、100ページをお願いいたします。基幹系といわれます税務、税務事務、それから住民基本台帳の関係、健康管理事務のシステムの部分でございます。943万円ほど増えておりますが、リース料の増でありますし、ほかは業務委託が主であります。

次の丸の内部情報系システム事業費7,648万円ほどでございます。庁内施設内で稼働しているパソコンの部分の申請・人事・給与・財務それから庁内LAN・学校のネットワークといったものの経費でございます。子ども・若者育成支援センターのネットワークの追加ですとか、リース料の増がありますが、それぞれ記載の委託料、使用料でございます。

次の丸、住民基本台帳システム事業463万円ほどでございますが、住基にかかるカード発行機の保守等及びリースの部分でございます。それから丸の自動交付機システム事業1,340万円余りでありますが、101ページ、102ページをお開きください。自動交付機3台に係る委託使用料であります。当該年度はリース料が12か月、1年分となったことによる増が大きな点でございます。それから丸の高速インターネット運営事業費2,337万円でございますが、市内の光ケーブル網整備のための運営部分でございます。事業完了が23年2月でありますので、当該年度は1年分の支出ということで1,958万円ほどの伸びがあります。それから丸のGIS整備事業費では機器の保守、委託料では住宅明細図更新、データ更新をしたことから4,369万円余りであります。

丸の辺地共聴施設整備事業費はデジタル、地デジ関係の改修補助金として川窪、欠ノ上の2組合に1,542万円余りの補助であります。丸の電算対策補助負担金事業では負担金として住民情報系システムの共同化基本計画作成負担金ということで県内の町村と一緒にしようかとい

うことで、負担金で支出をさせていただきました。59万円でございます。それから丸の辺地共聴設備の繰越明許に係る部分でございますが、小松沢、柄沢など9受信組合に対する補助の部分でございます。次の丸は後山、辻又へのブロードバンドのための補助でございます。

103ページ、104ページをお願いいたします。4目車両集中管理費に移らせていただきます。本庁それから各センター、出先等の車両183台の管理に係る費用でございます。8,590万円ほどの支出で25万円ほどの不用額でございます。ここでは備考欄記載のように予備費を3件、流用を5件させていただいております。丸の車両管理一般経費3,792万円ほどでございますが、当該車両に係る消耗品、車検費用などがございます。それから丸の車両運行経費4,795万円ほどは記載のように燃料、自賠責などのほか、9台のリース料が含まれております。

それから5目会計管理費でございますが、備考欄丸の会計管理一般経費でありまして、494万円ほど、85万円ほどの不用額であります。105ページ、106ページをお願いいたします。主なものは公金取扱手数料でございますが、昨年とほぼ同額でございます。最下段の収納データ作成業務委託、OCRによる消込収納データの作成委託であります。124万円ほど増えておりますけれども、委託が前年度は5か月で当該年度が1年分ということになったものによる増でございます。

6目財産管理費では2億7,090万円ほど、183万円ほどの不用額でございます。記載の3件について流用させていただいておりますし、繰越明許の分は普通財産管理に係る部分でございます。丸の庁舎管理費9,472万円余りですが、次の107ページ、108ページ下段まで、3庁舎に係る部分の通常の管理の費用でございます。下段の丸の庁舎整備事業費2,992万円ほどは109ページ、110ページでございますが、本庁舎北分館の改修の部分でそれを主因として9,153万円ほどの減少をしております。普通財産管理費1,917万円ほどは財産調書記載の普通財産の管理に係る所要の執行でございます。大きな点は下から3行目、不要物件除却工事で旧長森保育園、旧五箇保育園の除却を行ったことでございます。丸のウッドタウン八色団地費48万円余りは団地消雪パイプの電気料でございます。

111、112ページをお願いいたします。基金費では財政調整基金に808万円ほど。減債基金に16万円ほどの利子分の積立てであります。前年度は減債基金に4億2,747万円余り積立てがありましたので、ここで4億5,000万円ほどの減額となっております。1つ飛んで丸の庁舎整備費繰越分は記載のとおりでございます。

7目企画費では8億500万円ほどの支出で131万円ほどの不用額でございます。企画一般経費7億1,851万円ほどは合併振興基金積立て7億1,782万円が大きな部分を占めております。次の丸、総合計画事業費29万円ほどは総合計画審議会、地域審議会の諸費用でございます。交流事業費155万円ほどですが、次の113、114ページをお願いいたします。交流会出演謝礼といたしまして米沢鉄砲隊ほかの支出でございます。この年はスキー100周年事業の日奥協会のトンネル補助がなくなりましたので、97万円ほど減額をしております。丸の行政改革推進事業費は同委員5名の報酬等でございます。次の丸の集落振興事業費2,04

5万円ほどですが、宝くじであります一般コミュニティ補助金、上薬師堂でコミュニティグッズ140万円、横新田、茗荷沢区、いずれも子ども神輿で250万円のトンネル補助でございますし、集落集会所整備補助金では塩沢6分区ほか7区への補助金でございます。

丸の地域コミュニティ活性化事業5,742万円ほどであります。地域活性化支援ということでソフト、ハード及び活動拠点支援の部分が主でございます。次の丸2つについては記載のとおりでございます。

115、116ページをお願いいたします。8目、地域開発センター及び公会堂費では1,337万円ほどであります。2件の予備費、1件の流用をそれぞれさせていただいております。丸の地域開発センター費605万円ほどでございますが、建築の定期検査、建築物定期検査などがありまして増減をしておりますが、東地域、五十沢、城内、大巻の各センターに係る管理分の支出でございます。下の丸の公会堂費732万円ほどでございますが、大崎農業会館、まほろば、うるおいの里みよりの経常経費の部分でございます。

次の117、118ページをお願いいたします。9目バス運行対策費は1億6,370万円余りであり、300万円ほどの不用額でございます。ここでも2件の流用をさせていただいております。路線、市民、通園、通学等のバスの執行経費でございます。執行は昨年とほぼ同様でございます。この目は丸の路線バス運行事業費で記載の4,305万円ほどでございますが、119、120をお願いいたします。一番上の地方バス低収益路線補助金で90万円ほどの増となっております。丸の市民バス運行事業費に1,186万円ほど。丸の保育園等送迎バス運行事業費に2,688万円ほど。丸の通学バス等運行事業費8,190万円ほどの執行であります。ここでは丸のすぐ下の修繕費で猫道のバス回転場の消雪井戸の修繕が59万円ほど新設の支出でございます。ここで市民生活部長と交代いたします。

○市民生活部長 それでは2項徴税费についてご説明を申し上げます。1目賦課徴収費についてでございますが、支出済額、前年度比1,008万円減の7,321万円ほどでございます。丸の賦課徴収一般経費、前年度比9万円減の480万円となりました。

121、122ページをお願いいたします。これはデータ入力業務委託の10万円が減額になっておりますが、これは電子申告数の増、紙ベースの入力が減ったというふうなことで減額でございます。それから賦課徴収管理費、前年度比3,560万円減の2,816万円でございますが、市税徴収の嘱託員3名で徴収に当たりまして、こちらでは5,287万円ほどの実績を上げていただいております。平成22年度では土地鑑定評価業務委託料2,885万円、それから評価替作業委託料の494万円、補填金の453万円、それから還付金及び還付加算金等249万円、これが皆減ということでございまして減額になっております。それから賦課徴収システム管理費、前年度比25万円増の1,101万円の決算でございます。土地家屋評価システム維持管理業務委託料が21万円増となっておりますが、これは地番図に法務局から来る地図情報を落とし込むという業務でございまして、国土調査の成果もありまして増加したというふうなことでございます。

それから東京事務所費、前年度比17万円減の369万円ほどということで、市税の収納嘱

託員の報酬、それから事務費経費などが計上されているものでございまして、23年度では東京事務所において嘱託員1名が603万円ほどの実績を上げていただきました。

123、124ページをお願いいたします。固定資産税適正評価事業費2,540万円でこれは皆増というふうなことでございまして、平成24年度評価替えに伴いまして、土地の地目と家屋の形状照合処理業務に2,247万円、鑑定評価業務に259万円、路線価調整業務に33万円をそれぞれ委託で実施したところでございます。

次に3項1目戸籍住民基本台帳費、前年度比93万円増の1,240万円の決算でございまして、丸の戸籍住民基本台帳費、前年度比69万円増の138万円でございます。これは事務用備品購入10万円が皆増ということで、書庫の購入でございまして、それから戸籍住基システム管理費、前年度同額の1,053万円ほどでございます。これは戸籍システムのリース料でございまして。

次に人権啓発活動事業費23万円ほどの決算になっておりますが、これは単年度事業でございまして、国から県への人権啓発活動委託事業ということで、それを市のほうへ再委託ということでございまして、県の委託金で賄われているものでございまして、啓発活動に伴う委員のユニフォームと、それから啓発用品の購入というふうなことで使用させていただきました。それから法律相談業務委託事業費、昨年度同額の3万円ということで、法の日による合同相談会1回分の弁護士の委託料でございまして。

それから125、126ページをお願いいたします。2目の一般旅券発給費でございまして、前年度比297万円の増で309万円の決算でございまして、これは申請に必要な印紙等を市民課の窓口で取り扱うということでサービス向上を図ったわけですが、それに伴って、一般旅券・印紙等の購買基金300万円を創設したことによるものでございまして。

○総務部長 4項の選挙費からご説明を申し上げます。1目選挙管理委員会費では189万円ほど、不用額26万円ほどでございますが、委員会に関する費用の執行でございまして。

2目、丸の新潟県議会議員一般選挙費では23年の4月1日告示でしたが、その経費137万円ほどでございます。

127、128をお願いいたします。3目、丸の農業委員会委員一般選挙215万円ほどでございますが、7月3日、告示無投票でしたが、それに係る支出でございまして。

5項統計調査費に移らせていただきます。1目統計調査総務費であります。318万円ほどの執行でございまして、27万円ほどの不用額でございまして。各種統計調査費でございまして、対象は約3,000件の経済センサスに係る執行でございまして。

129、130ページをお願いいたします。6項監査委員費でございまして。監査委員費139万円ほどの執行でございまして、監査委員事務局の部分でございまして。

7項交通安全対策費では交通安全に関わる対策会議委員交通指導員に対する報酬等の経常の支出でございまして。交通指導員は定数65名以内で実数は59人でございまして、その立哨の費用などが主体でございまして。以上で2款の説明を終わらせていただきます。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思っておりますが、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定しました。

○議 長 次の本会議は明日9月14日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後3時56分)